# 第3章 震災応急対策計画

# 計画の主旨

# 第1 目的

本計画は、大規模地震時における被害の発生・拡大を最小限にとどめるため、必要な活動体制を確立し、 関係者による震災対応行動の円滑な流れを形成することを目的とする。

# 第2 基本目標

大規模地震発生時には、速やかな初動と地域ごとの被害特性に応じた対応が求められており、これらを実現するため、本計画における基本目標として以下の5点を設定している。

- (1) 情報の流れを重視した対応体制を整備する
- (2) 人命の尊重を優先した対応の流れをつくる
- (3) 時系列での行動計画を立案する
- (4) 本市・市民・事業者の協力体制を整備する
- (5) 行徳地域の孤立化を想定し、東葛飾地域における自治体間の相互応援協定等、各種協定の効果的な活用等による重点的な対応を図る

# 第3 運用体系

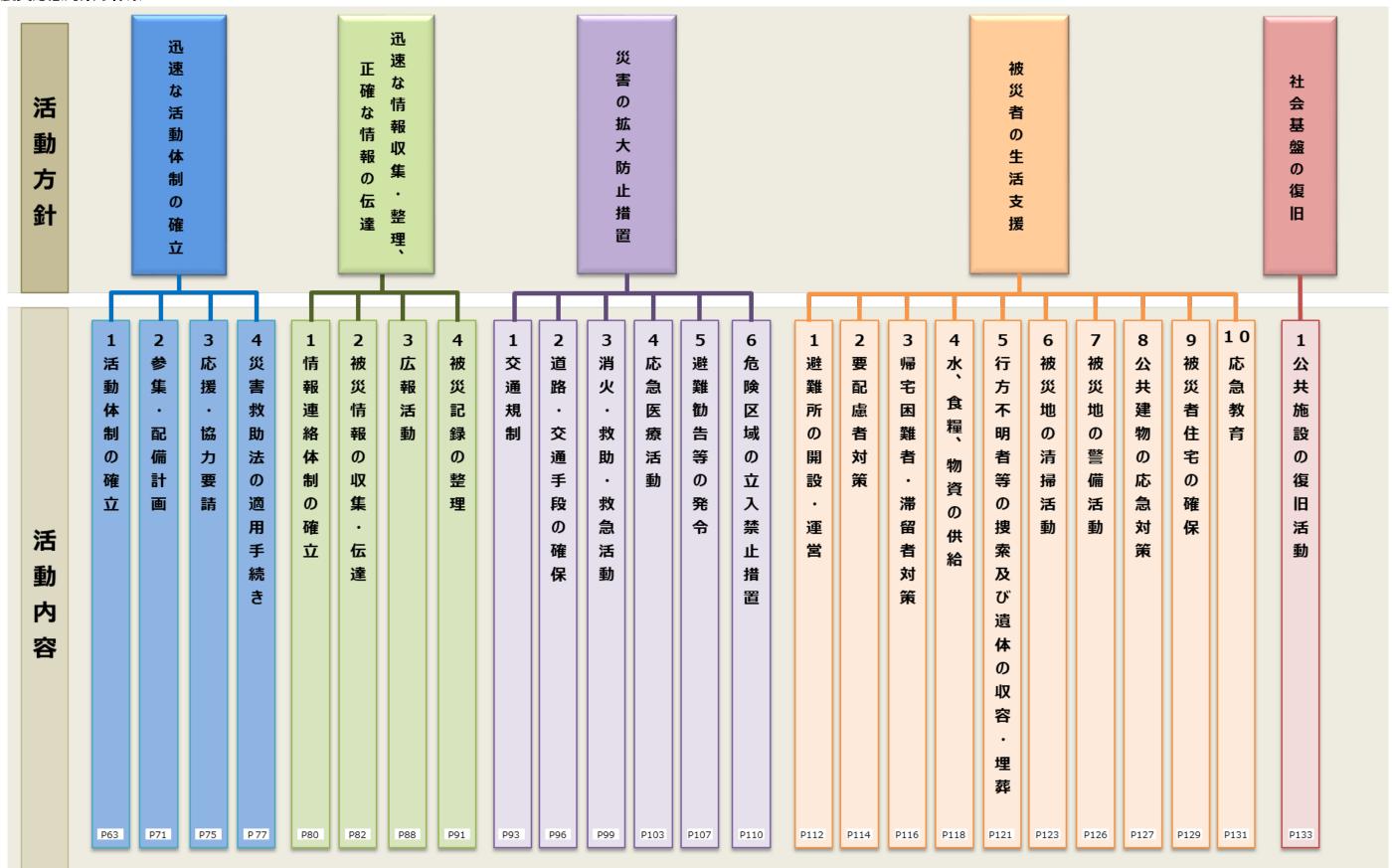
## 1 マニュアルによる各職員及び関係者への徹底

本計画は、主に大規模地震時の役割分担と対応行動の流れについて枠組みを示したものである。 実際の震災対応行動を円滑に推進するためには、各対応本部で独自に具体的な対応策を定めたマニュ アルを活用する。

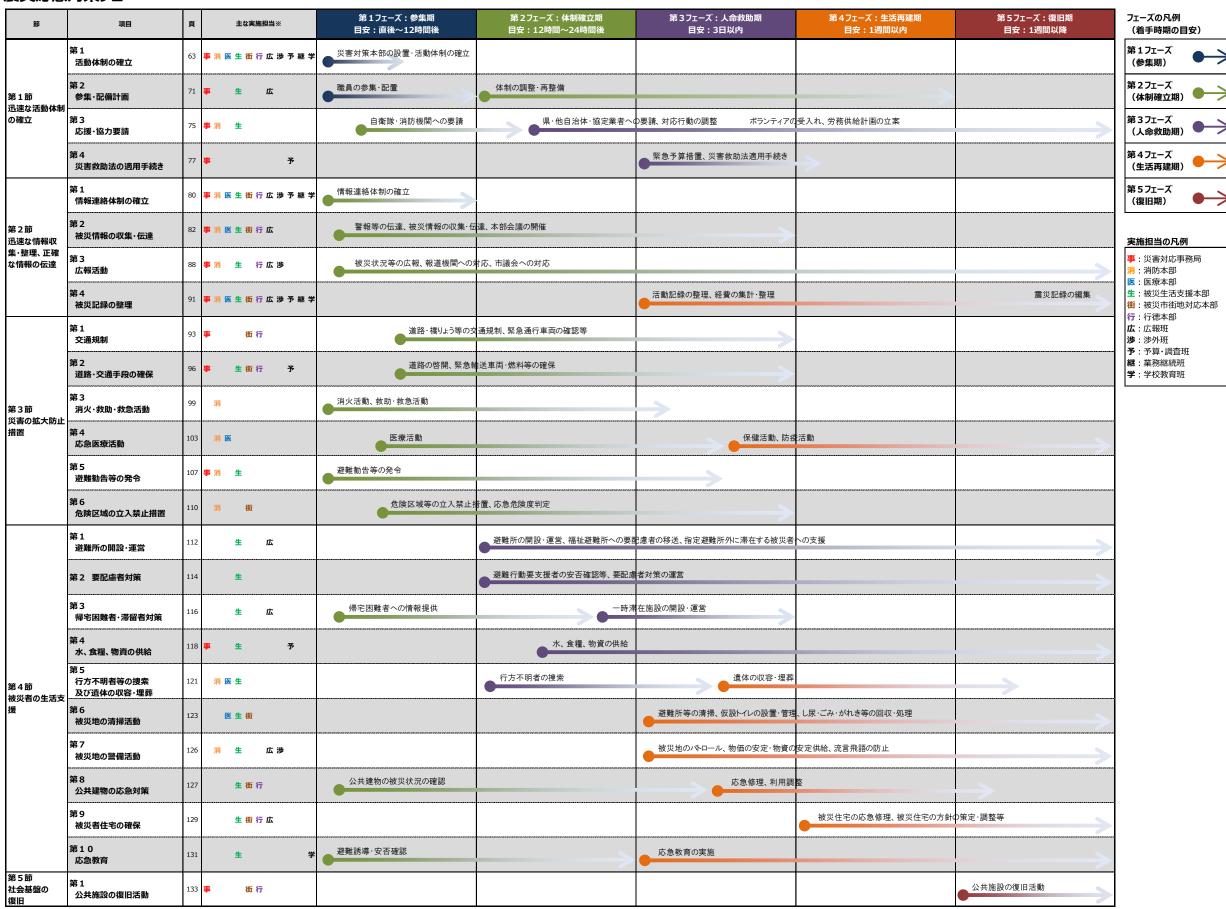
#### 2 震災予防計画の達成状況に応じた見直し

「第2章 震災予防計画」の施策の実施に伴って、震災応急対策における取組みの可能性も拡大していくため、適時、震災予防計画の達成状況を確認し、その状況に応じて本計画もさらに充実した内容へと見直していく。

# 震災応急対策の体系



# 震災応急対策フロー



# 第1節 迅速な活動体制の確立

# 第1 活動体制の確立

## 1 災害対策本部の開設

市長は、次の場合に災害対策本部を開設し、応急対策活動を推進する。

#### 災害対策本部の設置基準

市長が認めた場合	①本市域で震度 4 又は震度 5 弱を観測した場合	
自動設置	①本市及び周辺域で、震度 5 強以上の地震が発生した場合	
	②津波予報区の東京湾内湾に「大津波」の津波警報が発表された場合	
	③本市内において、地震や津波による大規模災害発生のおそれがある場合	

#### 災害対策本部の設置場所

災害対策本部 設置場所	仮本庁舎 災害情報収集室及び委員会室
代替施設 (仮庁舎が使用不能の場合)	生涯学習センター

#### 2 本部 - 拠点体制

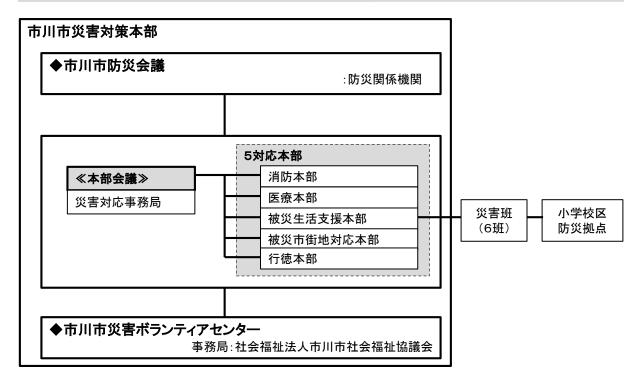
災害対策本部には、応急対策活動の意思決定機関である本部会議、調整機関である災害対応事務 局を設置するほか、応急対策活動の推進機関として5つの対応本部を設置する。

さらに各地域の状況に応じたきめ細かな対策の立案・実施を可能とするため、本市域を6地区に分割して各地区に災害班を置き、その下に各市立小学校に小学校区防災拠点を設置し、本市と地域が協働で応急対策活動を実施する体制とする。

また、発災初動期の円滑な対応を行うため、本市内の居住者を中心に構成する「緊急初動配備職員」を指名しそれぞれの参集場所を指定する。

災害対策本部の開設場所である仮本庁舎(災害情報収集室及び委員会室)には、本部会議及び災害対応事務局を設置するものとし、各対応本部はそれぞれのマニュアルに基づいて各班を設置し、応急対策活動を実施する。

なお、震災対応に係る各種ボランティア活動を受け入れるために、社会福祉法人市川市社会福祉協議会に災害対策本部から独立した機関として、市川市災害ボランティアセンターを設置する。



# 3 各対応本部・拠点の組織構成

各対応本部・拠点組織の責任者及び代表者は次のとおり。

#### 《災害対策本部長(本部会議長)》

第1順位	市長	
第2順位	副市長	
第3順位		
第4順位	 教育長	

#### 《各対応本部長》

	第1順位	第2順位	第3順位
消防本部	消防局長	消防局次長 (総務担当)	消防局次長 (警防担当)
医療本部	保健部長	保健部次長	保健医療課長
被災生活支援本部	総務部長	総務部次長	選挙管理委員会 事務局長
被災市街地対応本部	街づくり部長	道路交通部長	水と緑の部長
行 徳 本 部	行徳支所長	行徳支所次長	行徳支所総務課長

### 《災害対応事務局長》

	第1順位	第2順位	第3順位
災害対応事務局	危機管理室長	危機管理課長	地域防災課長

# 《災害班》

	第1順位	第2順位	第3順位
災害1班	文化スポーツ部長	文化スポーツ部次長	班長の指名する者
災害2班	環境部長	環境部次長	班長の指名する者
災害3班	生涯学習部長	生涯学習部次長	班長の指名する者
災害4班	こども政策部長	こども政策部次長	班長の指名する者
災害5班	経済部長	経済部次長	班長の指名する者
災害6班	行徳支所長	行徳支所次長	班長の指名する者

# 《各現地対応拠点の責任者》

	第1順位	第2順位	第3順位
小学校区防災拠点	リーダー	サブリーダー	参集した職員の中から互選
消防署所	消防署(所)長	。以下、階級に従う	
医療救護所	医療本部のマニコ	ェアルによる	
避難所施設	施設管理者	以下、参集した職	員の中から互選

# 本部会議構成員

	本;	部会議	定位置
	本 部 長	市長	
	副本部長	副市長 危機管理監 教育長	
		危機管理室長(災害対応事務局長)	
本		消防局長(消防本部長) 保健部長(医療本部長) 総務部長(被災生活支援本部長) 街づくり部長(被災市街地対応本部長) 行徳支所長(行徳本部長)	
部	本部員	企画部長 財政部長 文化スポーツ部長 市民部長 経済部長 経済部長 経済部長 でも政策部長 環境部長 遺路交通部長 水と緑の部長 消防団長 教育で長 生涯学習部長 生涯学習部長 学校教育部長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長	委員会室
関係機関		自衛隊 海上保安庁 千葉県警察 社会福祉法人市川市社会福祉協議会 等	

※本部会議の事務は、災害対応事務局が担当する

国県



# 本市の災害対応体制及び所掌事務

	本部・拠点名	責任者	担当部局	基本的な役割・業務(所掌事務)
本部	3会議	①市長 ②副市長 ③副市長 ④危機管理監 ⑤教育長	●市長 ○部長以上の幹部職 員	▶応急対策活動の意思決定機関
災害	対応事務局	①危機管理室長 ②危機管理課長 ③地域防災課長	<ul><li>●危機管理課</li><li>○地域防災課</li><li>○秘書課</li><li>○ボランティア・N P</li><li>○課</li></ul>	<ul><li>災害対応事務局の庶務に関すること。</li><li>災害活動方針案の作成に関すること。</li><li>被害状況の分析に関すること。</li><li>本部会議の運営に関すること。</li><li>避難勧告等の発令準備に関すること。</li><li>ボランティアの受入に関すること。</li><li>応援・受援に関すること。</li></ul>
5対応本部	消防本部	①消防局長 ②消防局次長 (総務担当) ③消防局次長 (警防担当)	●消防総務課 ○企画管理課 ○指令課 ○予防課 ○警防課 ○救急課 ○消防団	<ul> <li>消防本部の庶務に関すること。</li> <li>消火、救助、救出に関すること。</li> <li>延焼火災時等の広域避難対策に関すること。</li> <li>行方不明者等の捜索活動の推進に関すること。</li> <li>消防活動記録の収集・管理に関すること。</li> <li>消防計画の立案、推進、管理に関すること。</li> </ul>
平部	医療本部	①保健部長 ②保健部次長 ③保健医療課長	●保健部	<ul> <li>▶ 医療本部の庶務に関すること。</li> <li>▶ 応急医療活動、保健活動、防疫活動に関すること。</li> <li>▶ 医療救護所における応急医療活動体制の整備、保健・防疫活動の実施に関すること。</li> <li>▶ リハビリテーション病院における入院患者対応に関すること。</li> <li>▶ 遺体の処理、埋葬に関すること。</li> </ul>

本部·拠点名	責任者	担当部局	基本的な役割・業務(所掌事務)
被災生活支援本部	①総務部長 ②総務部次長 ③選挙管理委員会事務 局長	●総務部 ○企画部 ○文化スポーツ部 ○市民部 ○経済部 ○福祉部 ○こども政策部 ○環境部 ○選挙管理委員会 事務局 ○生涯学習部	<ul> <li>▶被災生活支援本部の庶務に関すること。</li> <li>▶災害対策本部指揮所内の各係(市民からの要望受付等)に関すること。</li> <li>▶災害班の運営支援に関すること。</li> <li>▶が学校区防災拠点の運営支援に関すること。</li> <li>▶避難所の開設・管理に関すること。</li> <li>▶労務供給に関すること。</li> <li>▶労務供給に関すること。</li> <li>▶安配慮者への支援に関すること。</li> <li>▶生活再建支援に関すること。</li> <li>▶生活再建支援に関すること。</li> <li>▶公共施設等の利用調整・管理に関すること。</li> <li>▶公共施設等の利用調整・管理に関すること。</li> <li>▶応急仮設住宅の入居斡旋に関すること。</li> <li>▶帰宅困難者の支援に関すること。</li> <li>▶ペット対策に関すること。</li> </ul>
被災市街地対応本部		○道路交通部 ○水と緑の部	<ul> <li>▶ 被災市街地対応本部の庶務に関すること。</li> <li>▶ 被災した市街地における危険防災対策、道路・拠点施設等の応急確保に関すること。</li> <li>▶ 応急危険度判定本部の開設運営に関すること。</li> <li>▶ 土砂災害への対応に関すること。</li> <li>▶ 道路規制に関すること。</li> <li>▶ 資路規制に関すること。</li> <li>▶ 倒木の処理に関すること。</li> <li>▶ 排水施設等の運転管理及び排水活動に関すること。</li> <li>▶ 住宅再建施設(都市復興)方針の策定に関すること。</li> <li>▶ 防疫活動、消毒の実施に関すること。</li> <li>▶ 防疫活動、消毒の実施に関すること。</li> <li>▶ 消掃に関すること。</li> <li>※ り災証明書発行のための住家認定調査の計画・実施への協力</li> </ul>
行徳本部	①行徳支所長 ②行徳支所次長 ③支所総務課長	●行徳支所	<ul> <li>▶ 行徳地域の孤立化等の問題に備えた、行徳地域の実情に応じた応急対策の立案・推進に関すること</li> <li>▶ 港湾の被災状況の調査、把握に関すること</li> <li>▶ 東京湾沿岸部の高潮に関する巡回警戒に関すること。</li> <li>▶ 災害 6 班の運営に関すること。</li> </ul>

7.	本部・拠点	5名	責任者	担当部局	基本的な役割・業務(所掌事務)
	広報班		①企画部長 ②企画部次長 ③広報広聴課長	●広報広聴課	<ul> <li>記者発表・取材対応・報道機関への広報 依頼に関すること。</li> <li>災害ポータルページの更新に関すること。</li> <li>メール情報配信サービス・緊急速報メールの 配信に関すること。</li> <li>・広報車・広報紙等による市民への広報に 関すること。</li> </ul>
本部長直轄班	予算·調査班		①財政部長 ②財政次長 ③財政課長	●財政部	<ul><li>▶ 緊急予算措置に関すること。</li><li>▶ 庁舎管理に関すること。</li><li>▶ 車両の調整・配備に関すること。</li><li>▶ 物資管理に関すること。</li><li>▶ り災証明書発行に関すること。</li></ul>
轄班	渉外班		①議会事務局長	●議会事務局	▶ 市議会対応に関すること。
	業務継	——— 続班	①市民部長 ②市民部次長 ③地域振興課	●地域振興課	> 業務継続に関すること。
	学校教	育班	①学校教育部長 ②学校教育部次長 ③義務教育課長	●学校教育部	<ul><li>▶ 学校(園)への必要な指示に関すること。</li><li>▶ 疎開している児童・生徒等への対応に関すること。</li><li>▶ 学用品の調達・供給に関すること。</li><li>▶ 応急教育体制の整備に関すること。</li></ul>
		災害 1班	①文化スポーツ部長 ②文化スポーツ部次長	<ul><li>◆文化振興課</li><li>○スポーツ課</li><li>○市川駅行政サービスセンター</li></ul>	<ul><li>▶ 管轄地域全体の被害情報の収集に関すること。</li><li>▶ 被災生活支援本部への状況報告に関すること。</li></ul>
現	現地災害対策本部	災害 2班	①環境部長 ②環境部次長	●環境政策課 ○大柏出張所 ○東山魁夷記念館 ○会計課	<ul><li>▶ 管轄する小学校区防災拠点からの情報集約・指示に関すること。</li><li>▶ 管轄する小学校区防災拠点の管理・支援</li></ul>
現地対応拠点等		災害	①生涯学習部長 ②生涯学習部次長	●教育総務課 ○教育施設課 ○社会教育課	
等	(災害班)	災害 4班	①こども政策部長 ②こども政策部次長	●子育て支援課 ○こども福祉課 ○子ども入園課	
		災害 5班	①経済部長 ②経済部次長	●観光交流推進課 ○農政課 ○中央図書館	
		災害 6班	※行徳本部で対応	○行徳支所の全課	

本部·拠点名	責任者	担当部局	基本的な役割・業務(所掌事務)
小学校区防災 拠点	〔①リーダー ②サブリーダー	○緊急初動配備職 員の内、小学校区 防災拠点要員とし て指名された職員 及び被災生活支 援本部からの派遣 職員	<ul><li>▶ 地区の情報収集・発信、災対本部との連絡</li><li>▶ 避難所開設・運営支援</li><li>▶ 物資の供給等被災生活の支援</li><li>▶ 地域への広報活動</li></ul>
消防署所	階級に従う	○消防署所	▶・担当区域における出火状況の確認、消火救出活動を行うほか、延焼火災時には、消防本部の指揮に従い、延焼阻止活動、広域避難誘導を行う。
消防団詰所	階級に従う	○消防団	<ul><li>▶ 初期消火・救出活動及び市民活動の指導・支援並びに、消防署所による消火・救出活動等に協力する。</li><li>▶ 水、食糧・物資の緊急輸送活動等への支援活動を行う。</li></ul>
医療救護所	一般社団法人市川市医 師会が指名	○保健部	<ul><li>災害発生の直後に指定施設(最大15箇所)において開設し、初期の応急医療活動を実施する。</li><li>医療機関が復旧するまでの期間は、地域の保健・防疫活動の拠点として位置づけられる。</li></ul>
避難所等	施設管理者から互選	○避難所の管理者	<ul><li>▶ 住宅の被災等により自宅での生活が困難な者が避難生活を送る施設。</li><li>▶ 災害状況に応じて、被災生活支援本部の指示により、避難所、福祉避難所、遺体安置所、応急物資の供給拠点等として開設・運営を行う。</li></ul>
市川市災害ボランティアセンター	社会福祉法人市川市社 会福祉協議会が指名	●社会福祉法人市 川市社会福祉協議 会	➢ 災害対策本部から独立した機関として、災害ボランティアの受入業務を行う。

凡例

①:第1順位 ②:第2順位

●:統括部局 ○:担当部局

③:第3順位

# 4 震災対応行動計画

それぞれの時期の対応行動は、同時並行的に進められる内容であり、対応項目ごとに担当する対応本部 が現地対応拠点と連携しながら実施する。

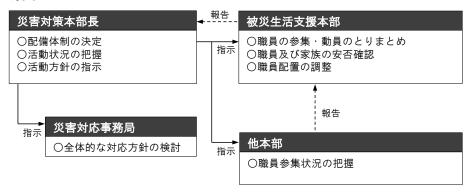
震災対応の時系列は、計画の趣旨に示すとおりである。なお、対応の時期については目安として示すもの で、必ずしもこの時期に実施しなければならないと限ったわけではない。対応行動を実施する際には、対応の 時期よりも全体の対応の流れを重視して実施することが重要である。

# 第2 参集·配備計画

#### <基本方針>

- 1. 本市域で「震度5強以上」を観測した場合は、災害対策本部を自動開設する。
- 2. 各職員は、気象庁による震度情報、津波情報、南海トラフ地震に関する情報等に基づいて参集し、配備体制をとる。本市域で「震度 5 強以上」を観測した場合は、全職員が参集する。
- 3. 各地区の被災状況と対応能力との間にバランスが取れていない場合、全体的な対応体制の調整と再整備を図る。

#### <体制>



#### <行動計画>

#### 1 配備体制

各職員は、気象庁による震度情報、津波情報、南海トラフ地震に関する情報等に基づいて下表に示す 配備体制をとる。本市の震度情報が公表されない場合、千葉県北西部及び東京23区の震度情報を読み 替えるものとする。

災害対策本部は、第1·第2次配備体制においては市長が必要と認めた場合、災害対策本部体制においては職員配備に伴い自動的に開設する。

国県

配備体制	気象庁の発表等	対応の概要	参集対象職員
第1 配備体制	<ul><li>○本市域で「震度 4 」を観測した場合。</li><li>○津波予報区の東京湾内湾に「津波注意」の津波注意報が発表された場合。</li></ul>	<ul><li>○地震情報及び被災情報の収集。</li><li>○被害が確認された場合の対応と関連職員の動員。</li></ul>	○危機管理室 ○消防局の予め指定された職 員。
第2配備体制	<ul><li>○本市域で「震度 5 弱」を観測した場合。</li><li>○津波予報区の東京湾内湾に「津波」の津波警報が発表された場合。</li></ul>	<ul> <li>○地震情報及び被災情報の収集。</li> <li>○本部 - 小学校区防災拠点体制設立準備。</li> <li>・災害対策本部の開設準備・関連職員への待機指示・本部・小学校区防災拠点の開設準備。</li> <li>○被害が確認された場合の対応と関連職員の動員。</li> <li>○小・中学校避難所の開設準備。</li> <li>○帰宅困難者・滞留者への対応準備。</li> </ul>	<ul><li>○本部会議の構成職員</li><li>○各対応本部の指定職員(緊急初動配備職員を除く。)</li><li>○消防局全職員</li><li>○避難場所に指定されている施設の施設管理者。</li><li>○緊急初動配備職員</li><li>○危機管理室</li></ul>
第3配備体制	○本市域で「震度5強以上」を観測した場合。  ○津波予報区の東京湾内湾に「大津波(特別警報)」の津波警報が発表された場合。 ○「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)が発表された場合。 ○地震、又は、津波により局地災害が発生するおそれがある場合、津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めた場合。	<ul><li>○災害対策本部の自動開設</li><li>○本部 - 小学校区防災拠点</li><li>体制による応急対策活動の実施。</li></ul>	<ul><li>○全職員</li><li>(緊急初動配備職員を含む。)</li></ul>

#### 2 職員の参集・配備方法

#### (1) 参集・配備に関する情報の伝達

気象庁から震度情報、津波情報、南海トラフ地震に関する情報等の発表があった場合は、以下の方法により、各職員への情報伝達を行う。各職員は、伝達された情報に基づく配備体制に応じて参集・配置を行う。

勤務時間内	危機管理室から各職員へ、庁内放送、庁内 LAN、電話等を用いて、気象庁情報及び
	配備体制の連絡を行う。
勤務時間外	各職員は、テレビ、ラジオ、居住地の自治体等を通じて気象庁情報を把握した場合、そ
	の情報に基づいて自主参集・配備を行う。
	危機管理室から連絡があった場合には、その内容に従う。

#### (2) 勤務時間内における参集・配備方法

勤務時間内に震度情報等を確認した場合、参集対象となる職員は、できるだけ迅速に日常業務を離れ、本部・拠点へ参集し、初期対応体制の整備を図るとともに、参集対象とはならない職員についても、被災状況によっては参集が求められる可能性があるため、速やかな参集に備える。

なお、市民等の利用者が存在する施設では、避難誘導により利用者の安全を確保した上で、初期対応体制の整備を図る。

### (3) 勤務時間外における参集・配備方法

勤務時間外に地震情報等を確認した場合、参集対象となる職員は、定められた本部・拠点に、徒歩又は自転車あるいは状況に応じてオートバイにより直接、参集する。

参集対象とはならない職員についても、被災状況によっては参集が求められる可能性があるため、速やかな参集に備えて自宅等で待機する。

#### (4) 緊急初動配備職員による参集・配備方法

発災初動期の緊急参集体制であり、予め指名された緊急初動配備職員は、勤務時間内・外を問わず、 震度情報、津波情報等を確認した場合、直ちに定められた本部・拠点等に参集し、初期対応体制の整備 を図る。なお、緊急初動配備職員は、他の職員の参集状況等により順次交代し、本来の業務に移行する。

#### (5) 参集・配備できない場合の対応

家族の被災、交通手段の途絶等の理由により参集できない場合には、以下の情報とともに、参集できない旨を所属長又は対応本部の連絡窓口に連絡するように努め、本部からの指示に従う。

- ・参集できない理由
- ・現在地の周辺の被災状況
- ・当面の行動予定

# [第3次配備体制における各職員の基本的な参集・配備場所]

	1	本部会議の構成職員	仮本庁舎
	2	災害対応事務局担当職員	仮本庁舎
	3	消防本部担当職員	消防庁舎
	4	医療本部担当職員	仮本庁舎
	(5)	被災生活支援本部担当職員	仮本庁舎
	6	被災市街地対応本部担当職員	仮本庁舎
	7	行徳本部担当職員	行徳支所
	8	災害班担当職員	各施設
	9	小学校区防災拠点職員	定められた小学校区防災拠点
	10	各公共施設の管理者	施設の被災状況確認後、定められた場所
п			

<sup>※</sup>原則、各対応本部長及び災害班長は、各担当職員と同様の場所に参集する。

### 3 体制の調整・再整備

地震発生直後の対応体制は極めて応急的なものであり、各地区の被災状況と対応能力との間にバランスが取れていない可能性がある。各地区の被災状況と対応状況が明らかになった段階で、災害対応事務局及び被災生活支援本部は、それらを比較検討し、全体的な対応体制の調整と再整備を図る。

#### (1) 職員及び家族の安否確認(各対応本部)

- ア 各対応本部は、担当職員と家族の安否・動向確認に努め、被災生活支援本部に報告する。
- イ 安否確認は、各職員からの参集時の報告や電話等による確認等によって行う。
- ウ 被災生活支援本部は各対応本部及び本部直轄班の参集状況を整理し、体制管理を行う。

#### (2) 対応状況の把握(各対応本部)

- ア 各対応本部は、担当職員及び市民等の対応状況を把握・管理する。
- イ 災害班では、地区内の施設や小学校区防災拠点等からの情報連絡に基づいて、地区ごとの職員及び 市民等の対応状況を把握し、被災生活支援本部に報告する。
- ウ 被災生活支援本部は、各対応本部が把握した職員及び市民等の対応状況をとりまとめ、本市における 震災対応の全体状況を把握・管理する。

#### (3) 職員配置等の調整(被災生活支援本部)

ア 被災生活支援本部は各対応本部からの人員派遣要請や千葉県、他市町村等からの応援職員の派 遣、災害ボランティアの活動状況に応じて、各対応本部及び本部直轄班等の職員配置の調整を行う。

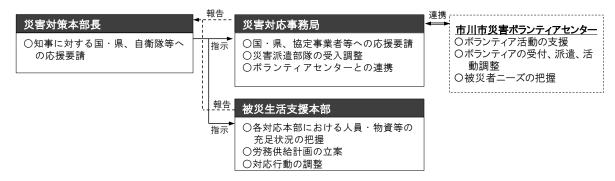
<sup>※</sup>被災状況等に応じ、適時見直しを行い、局面ごとに適正な配置を調整する。

# 第3 応援・協力要請

#### <基本方針>

- 1. 地震の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請を迅速に判断し、必要があれば直ちに知事を通じて派遣要請を行う。
- 2. 被害が拡大し、本市のみでは応急対策等が困難となる場合、千葉県や他の自治体等への応援協力 の要請を行うほか、労務供給計画の立案を行う。

#### <体制>



#### <行動計画>

### 1 他の自治体への応援要請(災害対応事務局)

- (1)各部局等において人員が不足している場合、関係機関、団体等に対する応援要請を図る。
- (2) 要請を行う際、事前に定められた事項を、要請する機関、団体等に対し的確に伝えるよう留意する。
- (3) 物資に関する支援についても同様に要請を行う。
  - ア 国の応援を必要とするときには、市長が指定行政機関の長に対して職員派遣を要請するか、又は知事に対して、指定地方行政機関の職員派遣についての斡旋を求める。
  - イ 他の市町村等の応援を必要とするときには、自治体間の協定等に基づいて、市長が他の市町村長に応援要請を行う。

#### 2 消防機関への応援要請(消防本部)

#### (1) 他の消防機関への応援要請

消防本部長は、他の消防機関の応援を必要とするときには、協定先消防機関(代表消防機関)の消防長に応援要請を行う。

#### (2) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、本市及び千葉県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合、 知事に対して緊急消防援助隊の応援が必要である旨を直ちに連絡する。

また、特に必要がある場合、知事に連絡を行った旨を本市の被災状況と併せて、消防庁長官に直ちに連絡する。

#### 3 自衛隊の派遣要請(災害対応事務局)

自衛隊の災害派遣を必要とするときには、市長が知事に対して災害派遣要請を行う。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接、陸上自衛隊需品学校長に通知する。災害派遣部隊の撤収は、知事、市長、派遣部隊の長が協議の上行う。

#### 4 応援協定等に基づく応援・支援要請(災害対応事務局)

応援協定、支援協定に基づいて民間業者等に応援・支援を要請するときには、個々の協定の定めに従うが、要請手続は災害対応事務局において行う。

- (1) 応援要請を行う場合には、応援を受ける担当本部が受入体制を整備する。また、他市町村等から応援を受けた場合には、その活動の指揮命令は担当本部が行う。
- (2) 原則、本市が経費を負担するが、協定に定められている場合には、その定めに従う。

# 5 ボランティアの受入(市川市災害ボランティアセンター、災害対応事務局)

(1) ボランティアの受入については、市川市社会福祉協議会を中心に、市川市災害ボランティアセンターを設立して行うものとする。なお、市川市災害ボランティアセンターが開設されるまでは、災害対応事務局が災害ボランティア窓口を設置し、受付を行う。

市川市災害ボランティアセンターの設立後、災害対応事務局は、対応職員を派遣し、活動を支援する。

(2) ボランティアの派遣・活動調整は、市内ボランティア団体の判断によって、市川市災害ボランティアセンターが実施する。ただし、各種専門ボランティアは、それぞれの活動を担当する対応本部が実施する。

#### 6 労務供給計画の立案(被災生活支援本部)

被災生活支援本部は、人員が不足している場合、労務者等の雇用・供給に関する計画を立案し、公共 職業安定所に対して、求人申し込みを行う。

#### 7 対応行動の調整 (災害対応事務局・被災生活支援本部)

- (1) 震災対応行動に関して、各部間や関係機関との活動調整・管理等の全体調整は、被災生活支援本部及び災害対応事務局が実施する。
- (2) 各地区における小学校区防災拠点や関係機関との活動調整・管理等、地区ごとの調整については、各 災害班が把握し、被災生活支援本部の指示のもと実施する。

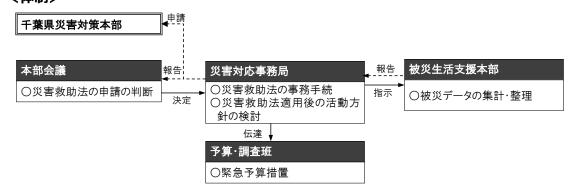
国県

# 第4 災害救助法の適用手続

#### <基本方針>

- 1. 発災直後の緊急的な対策に備え、予算・調査班は、当面の応急対策活動費について緊急予算措置を行い、各対応本部へ早急に通達する。
- 2. 被災状況の概要が明らかになった段階では、災害対応事務局は、その後の対応行動に備えて災害救助法の適用を検討し、本部会議による決定の後、必要な手続を行う。
- 3. 災害救助法が適用された場合には、知事が救助を実施するが、災害の事態が急迫して、知事の行う救助を待つことができないときは、市長は救助に着手する。(千葉県災害救助法施行細則第5条)
- 4. 災害救助法に規定された範囲内の対応で不十分な場合、別途、本市独自の対応を並行して行う。
- 5. 災害救助法が適用されない場合、あるいは適用されるまでの期間についても、市長の責任において、災害救助法が適用された場合に準じた対応を実施する。

#### <体制>



#### <行動計画>

#### 1 発災直後における緊急予算措置(予算・調査班)

- (1) 初動期の応急対策活動においても、大量の資器材・物資の購入や労務確保等が必要となる。
- (2) 予算措置が早期に示されないと、必要な応急対策活動に支障をきたすため、地震の規模、被災報道等を参考に、当面の応急対策活動費についての緊急予算措置を行い、災害対応事務局や各対応本部へ早急に通達する。

#### 2 災害救助法の適用要否の判断(災害対応事務局)

- (1) 被災状況に応じて災害救助法適用の要否を判定し、本部会議に判断を仰ぐ。
- (2) 本部会議において災害救助法適用の要請が決定された場合、申請及びその後の適用に関する手続を行う。

#### 3 被災概況の集計・整理(災害対応事務局)

- (1) 本部会議において災害救助法適用の要請が決定された場合、千葉県災害対策本部に災害救助法適用の意向を伝え、各対応本部が集計・整理した本市の被災概況を提出する。
- (2)千葉県災害対策本部(千葉県防災危機管理部)と連絡調整を密に行いながら、遂次、災害救助法適用に必要な被災データの取りまとめを行う。

# [災害救助法の適用基準(災害救助法施行令第1条第1項解説)]

災害救助法による救助は、次に掲げる基準に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

- 1) 原則として同一の原因による災害であること。
- 2) 本市を単位として判定
- 3) 被害が次のいずれかに該当するものであること。
  - ① 住家を滅失した世帯の数が本市においては、150世帯以上あること(施行令第1条第1 項第1号)
  - ② 千葉県の区域内の住家滅失世帯数が、2,500世帯以上であり、かつ、本市の住家滅失世帯数が75世帯以上であること(施行令第1条第1項第2号)
  - ③ 千葉県の区域内の住家滅失世帯数が、12,000世帯以上であり、本市の区域内の住家滅失世帯数が、多数であること(施行令第1条第1項第3号前段)
  - ④ 被害にかかった者の救助に著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の 住家が滅失したものであること(施行令第1条第1項第3号後段)
  - ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合
- ※滅失の算定方法(災害救助法施行令第1条第2項)

イ 全壊、全焼、流失 1世帯

□ 半壊、半焼 2世帯

八 床上浸水 3世帯

### 4 災害救助法適用後の活動方針(災害対応事務局)

- (1) 災害救助法の適用により、災害救助は千葉県災害対策本部長の指揮に基づいて実施されることになるが、本市における災害対応全般の第一次的な責務が市川市災害対策本部長にあることに変わりはない。
- (2) 災害救助法は、本市による災害対応活動の一部を支援するものであり、災害救助法の枠組みにとらわれずに、本部会議が示す方針に従って、必要な対策と並行して実施する。
- (3) 本部会議では、千葉県災害対策本部との対応方針に関する調整を密に行い、各職員や被災現場での対応活動に混乱が生じないよう努める。

#### 5 災害救助法の適用手続(災害対応事務局)

# (1) 本市による適用手続

- ア 被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を 知事 (千葉県本部事務局) に報告する。
- イ 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本市は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

#### (2) 千葉県による適用手続

- ア 知事は、本市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに 適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、本市に指示するとともに、内閣総理大臣に通 知又は報告するものとする。
- イ 災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

震-78

### 告 示

○○年○月○日の○○災害に関し○月○日から○○市町村の区域に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を実施する。

○○年○月○日

千葉県知事 〇〇 〇

# 「災害救助法」による救助の種類

- ・避難所の設置(本市)
- ・応急仮設住宅の供与(千葉県)
- ・炊き出しその他による食品の給与(本市)
- ・飲料水の供給(本市)
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は賃与(本市)
- •医療(千葉県)
- ·助産(千葉県)
- ・災害にかかった者の救出(本市)
- ・災害にかかった住宅の応急修理(本市)
- ・学用品の供与(本市)
- •埋葬(本市)
- ・死体の捜索(本市)
- ・死体の処理(千葉県)
- ・障害物の除去
- ・輸送費及び賃金職員等雇上費
- ·実費弁償

国県

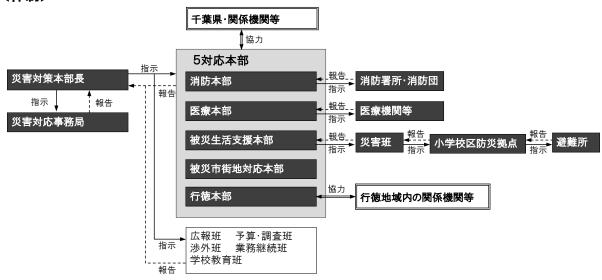
# 第2節 迅速な情報収集・整理、正確な情報の伝達

# 第1 情報連絡体制の確立

# <基本方針>

- 1. 通信障害が発生した場合、地域防災無線(MCA無線)を有効活用する。
- 2. 無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合、関係機関へ協力を求めるとともに、緊急性の高い情報を優先的に収集・伝達することが重要となる。

# <体制>



#### <行動計画>

#### 1 情報連絡の手段

# (1) 本市の情報連絡手段

各対応本部、拠点間、防災関係機関等との情報連絡は、電話回線の被災や輻輳による通信障害に備えて、地域防災無線(MCA無線)を有効活用するほか、補助的な手段として優先電話回線を用いた情報連絡を行う。

電話回線による情報通信が可能な場合、電話や F A X による情報通信も積極的に行うとともに、震災対応の各局面に応じて、適当な情報連絡手段を確保・使用する。

ただし、防災行政無線(同報無線)は、主に市民への緊急的な情報提供に用いることとし、各対応本部・拠点間等の情報連絡手段としては使用しない。

連絡先	連絡手段	補助的な手段
災害対策本部 ⇔ 現地対応拠点	地域防災無線(MCA)	電話、FAX 等
災害対策本部·現地対応拠点	地域防災無線(MCA)	電話、FAX 等
⇔ 防災関係機関		

#### (2) その他の通信施設の利用

一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し 災害に関する通信の確保を図る。

#### [他機関の通信施設]

- ・千葉県の無線通信施設
- 警察通信施設
- ·国土交通省関係通信施設
- ·海上保安庁通信施設
- ·日本赤十字社通信施設
- ·東日本電信電話株式会社通信施設
- ・東京電力パワーグリッド株式会社通信施設
- ·日本放送協会千葉放送局通信施設
- •東京瓦斯株式会社通信施設

#### 2 職員の参集・配置時における情報連絡

各職員は、参集途上の被災状況を観察しながら参集し、所属する各対応本部を通じて、被災生活支援 本部に報告を行う。参集が困難な場合や参集途上にも、状況が許す範囲で各自の行動予定と周辺状況 を災害対策本部に連絡する。

#### [東日本電信電話株式会社による通信確保のための応急措置]

災害により通信設備に被害が生じた場合、又は、異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困 難になったり通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおりの応急 措置を行う。

- ・通信の利用制限
- ・非常電話、緊急通話の優先、確保
- ・無線設備の使用
- ・特設公衆電話の設置
- ・臨時電報、電話受付所の開設
- ・回線の応急復旧
- ・災害用伝言ダイヤル「171」の提供

# 3 情報連絡の体系

被災状況に関する情報や、震災対応状況に関する情報は、被災生活支援本部が各対応本部からの情 報をとりまとめ、全体の震災対応行動の調整を行う。

震-81

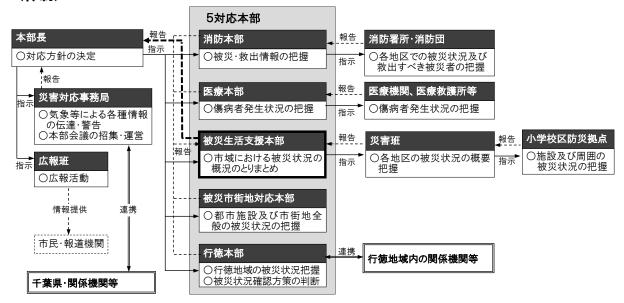
関係 機関

# 被災情報の収集・伝達

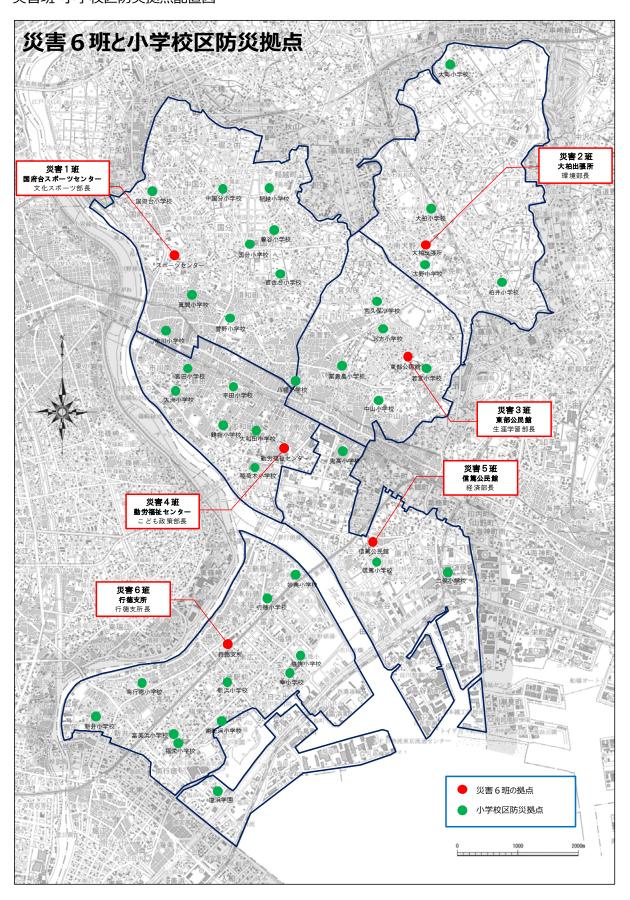
#### <基本方針>

- 1. 初動時には、「どこで、どのような対応が必要か、どのような対応を優先すべきか」を迅速に判断するため、 本市内各地の被災状況を概略的にでも把握することが重要である。
- 2. 被災生活支援本部では、小学校区防災拠点や本市内各施設からの周辺状況の報告のほか、職員 の派遣、防災関係機関や協定事業者、報道機関等からの情報収集等により、迅速な被災情報の 収集・確認を行う。

#### <体制>



災害班•小学校区防災拠点配置図











#### <行動計画>

1 地震情報や津波予報の伝達・警告(災害対応事務局)

#### (1) 災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報の伝達

災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について千葉県、警察署又は東日本電信電話株式会社から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、公共的団体等や地域(自主)防災組織等に通報する。

# (2)地震が発生した場合の初期情報の伝達

本市域又は周辺において、震度5弱以上の地震が発生した場合、防災行政無線(同報無線)を通じて市民等に以下の初期情報を伝達する。

- ・大規模地震が発生したこと。
- ・本市が災害対応体制に移行したこと。
- ・災害時行動の注意事項

### (3) 地震情報 (余震情報を含む) や津波予報の伝達

(2)と同時に、気象庁が発表する地震情報(余震情報を含む。)や津波予報についても、確認され次第市民へ情報提供を行い、必要に応じて警告を発する。

震度速報	「千葉県北西部」及び「東京 23 区」の震度を発表する。
地震情報	震源位置・規模、「千葉」「東京」の震度を発表し、そのうちどちらか大きな震度が本
	市の震度に相当する可能性がある旨を伝える。
津波情報	気象庁による津波予報の発表状況に基づき、津波に対する注意・警戒を呼び掛け
	る。
津波予報	気象庁の発表に基づいて、津波の心配の有無、津波の到達予想時刻、予想され
	る津波の高さを発表する。

#### (4) 情報収集・伝達の留意点

- ア 円滑な避難や安全確保の観点から、災害を具体的にイメージできるような表現を用いる等、市民等が即 座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。
- イ 地震情報や津波予報の伝達にあたっては、気象情報システム、ラジオ、テレビ、電子メール等を活用して、 積極的な情報の把握・伝達に努める。
- ウ 気象庁から津波注意報・警報が発表されたとき、又は、沿岸地域において震度4以上の地震を感じたときには、津波注意報が届くまでの間、安全な場所で海面状態を監視するとともに、消防署において沿岸部のパトロールを行う。また、市川市行徳・南行徳漁業協同組合、各関係機関へ連絡し、必要に応じ沿岸部の情報収集等についても協力を得ることとし、逐次、必要な情報の伝達を行う。
- エ 津波は第一波よりも後続波の方が大きくなる可能性がある等の特性、津波警報等が発表されている間は危険性が継続している等、市民等に対し、継続的に情報を伝達する。

# 2 被災状況の概況把握(各対応本部、拠点等)

(1) 被災状況の概況把握・報告(各対応本部、拠点等)

各対応本部は、以下の情報を収集し、適宜被災生活支援本部へ報告する。

#### 各対応本部・拠点における情報収集の内容

各対応本部·拠点	情報収集の内容
消防本部	火災や救助・救出に関する情報、市民からの通報による被災情報
医療本部	傷病者発生状況
被災生活支援本部	避難所等の被災状況
被災市街地対応本部	都市施設及び市街地全般の被災状況
行徳本部	行徳地域の被災状況
小学校区防災拠点	各地区の被災状況の概況
消防署所·消防団	各地区の火災発生状況と救出すべき被災者の発生状況
医療救護所	各地区の傷病者発生状況
避難所	施設及び周囲の被災状況
各施設	施設及び周囲の被災状況
道路・鉄道・河川等に関する機関	それぞれが管理する施設の被災状況
警察機関	道路交通の閉塞状況
海上保安庁	海上交通の閉塞状況
協定事業者	事業所とその周囲の被災状況
千葉県災害対策本部	千葉県内の被災状況
報道機関	広域的な被災状況

# (2) 被災状況の概況の集約

被災生活支援本部は、各対応本部・拠点・施設から被災情報を収集・集約し、被災規模と災害様相に ついて、災害対応事務局に報告する。

#### 3 本部会議及び千葉県への被災状況報告(災害対応事務局)

#### (1) 報告責任者の選任

次の基準により被害情報等の報告に係る責任者を定める。

区分	事務分掌	職名		
総括責任者	被害情報等の報告を総括する。	災害対応事務局長		
取扱責任者	部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	各対応本部長		

# (2) 本部会議の開催

被害の概況が把握された段階で、災害対応事務局は、本部会議(災害対策本部開設前の場合は市長)を招集して、被災状況を報告する。

#### (3) 千葉県への報告

千葉県(葛南地域振興事務所又は災害対策本部事務局)に対して、千葉県防災情報システム、電話・FAX又は防災行政無線により速やかに被災状況を報告する。

千葉県に報告できない場合は国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに千葉県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報等について千葉県と併せて総務省消防庁に報告する。

同時多発の火災等により消防本部への通報が殺到したときは、その旨を国(総務省消防庁)及び千葉 県に報告する。

### (4) 市民への被災情報の提供

広報班では、報道機関等を通じて市民に被災情報を提供する。

#### 4 本部会議における対応方針の決定(本部会議、災害対応事務局)

本部会議は、災害対応事務局からの報告に基づいて対応方針を決定し、各対応本部に対応を指示す る。

また、千葉県や防災関係機関に対して、本市の被害対応へ協力を要請する。

なお、本部会議を定期的に開催し、適時、応急対策活動への指示を行う。

### 5 被災状況の確認調査(関係部局、関係機関)

#### (1) 市街地の調査

本市内又は周辺に震度5強以上の地震が発生した場合、又は市長から指示があった場合には、被災市 街地対応本部及び災害班等は必要に応じて現地調査を行い、市街地や各施設の被災状況を確認する。

- ア この調査は、二次災害の防止と対応活動に用いる施設確保を目的としているため、簡易的手法による迅 速な確認を心がける。
- イ 被害が大規模であったり、参集困難な職員が多い等の理由で、調査を迅速に進めることが困難な場合、二 次災害防止の目的を優先し、被災生活支援本部に集められた被災情報に基づいて、優先的に確認すべき 箇所や施設を絞り込んだ調査を実施する。
- ウ 水防法に基づく水防管理団体として、随時区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認 められる箇所があるときは直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。

#### (2) 施設管理者等による調査

上水道供給施設や電力供給施設等については、施設管理者である指定公共機関に対し、被災状況の 調査及び被災生活支援本部への報告を依頼する。

#### (3) 被災生活支援本部への報告

各対応本部等は、担当地域・施設の調査後、被災生活支援本部への報告を行い、その後は各対応本 部等からの指示に従って行動する。

#### (4) 被害状況のとりまとめ

被災市街地対応本部は、被災状況を地図上等に整理し、災害対応事務局へ報告し、その後の対応活 動に備える。

#### (5) 行徳地域における橋りょう被災時の被災状況の確認(行徳支所)

- ア 旧江戸川や江戸川放水路を渡る交通手段が途絶した場合、勤務時間内においては行徳地域に勤務 している職員、勤務時間外においては予め定めた緊急初動配備職員による被災状況の確認を行う。
- イ 被災市街地対応本部は、江戸川放水路を渡る交通手段を確保する。なお、行徳地域での被災が深 刻で、二次災害の防止に向けた迅速な判断と対応が求められる場合、行徳本部長は、対応状況等に応 じて以下の方策等を判断し、各職員等に対応を指示する。
  - ・行徳地域内の建設業者や建築士に被災状況の確認を依頼する。
  - ・被災市街地対応本部等による被災状況確認が行われるまで、余震等による二次災害の危険性がある 施設の利用やその周辺地域への立入りを制限し、広域避難場所等における屋外テントでの避難・対応



を中心とする。

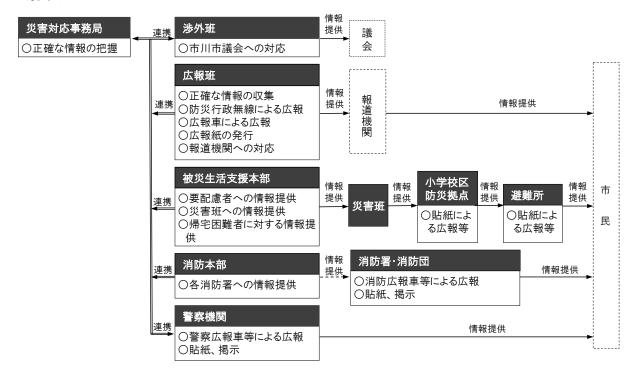
ウ 行徳橋、新行徳橋、国道357号線市川大橋の被災状況確認について、国土交通省関東地方整備 局江戸川河川事務所江戸川河口出張所等の協力を得て、迅速な調査を実施する。

# 第3 広報活動

#### <基本方針>

- 1. 震災時には被災地での情報収集手段は限られており、情報の混乱も発生する。
- 2. 市民は、被災の全体状況を把握できず、自らの身を守るためにどんな行動をとればよいのかの判断が付きにくい。
- 3. 各対応本部は、市民の不安感や本市の対応に対する不満感を緩和し、状況に適した対応行動を促すために、適時、市民に伝えるべき情報を整理して、災害対応事務局及び小学校区防災拠点等を通じ、きめ細かな広報活動に努める。

#### <体制>



#### <行動計画>

#### 1 被災状況等の広報 (広報班、災害班、小学校区防災拠点)

- (1) 広報班は、市民に対し地震に関する正確な情報を提供し、混乱を未然に防ぐために、各対応本部及び 災害班等から被災状況や対応状況に関する情報を収集し、適時、市民等に対する広報活動を実施する。
- (2) 災害班及び小学校区防災拠点では、市民の被災生活等に関する地区情報を収集・整理し、広報班と連携して、各地区で広報活動を実施する。
- (3) 市民に広報すべき内容と、それぞれの広報の方法は下表を基本とする。

情 報 内 容	Web	無線	広報車	広報紙	貼紙	消防	警察	相談室	CATV FM艇	SNS
① 地震情報や津波の予警報	0	0	0						0	0
② 余震情報	0				0				0	0
③ 被災状況の概要	0	0		0	0	0	0		0	0
④ 交通規制に関する情報	0	0		0	0		0		0	0
⑤ 応急医療体制	0	0	0	0	0				0	0
⑥ 避難勧告等	0	0	0		0	0	0		0	0
⑦ 危険区域に関する情報	0	0	0		0	0	0		0	0
⑧ 避難所の通知	0	0	0	0	0				0	0
9 要配慮者対策に関する情報	0			0	0			0	0	0
⑩ 水、食糧・物資の供給に関する情報	0	0	0	0	0				0	0
⑪ 物資の流通等に関する情報	0		0	0	0		0	0	0	0
② し尿やごみの収集に関する情報	0		0	0	0			0	0	0
③ 入浴施設に関する情報	0		0	0	0			0	0	0
④ ボランティア活動に関する情報	0			0	0			0	0	0
⑤ 動物救護及び飼育支援に関する情報	0			0	0			0	0	0
⑯ 労務希望者の募集	0			0	0			0	0	0
切 市民生活再建支援に関する情報	0			0	0			0	0	0
⑱ 被災者住宅の斡旋に関する情報	0			0	0			0	0	0
⑲ 応急教育の実施に関する情報	0			0	0			0	0	0
② 公共施設の復旧見通しに関する情報	0			0	0			0	0	0
② 産業復旧支援に関する情報	0			0	0			0	0	0

(注) Web;本市公式Webサイトによる広報

消 防;消防署及び消防団による広報活動

警察;警察機関による広報活動

貼 紙;避難所等における貼り紙

CATV・FM放送;ジェイコム市川、ベイエフエムによる広報

SNS;本市フェイスブック、ツイッター等による広報

無 線;防災行政無線(同報無線)による広報

広報車;広報車による巡回 広報紙;緊急広報紙の発行

相談室;臨時市民相談室における情報提供

- (4) 被災生活支援本部、災害班及び小学校区防災拠点では、上記の他にも市民が被災生活を送る上で必要な情報を収集・整理し、情報の内容に応じた適当な方法によって、市民へ正確な情報が迅速に届けられるよう努める。
- (5) 広報の方法については、要配慮者にも確実に伝わるよう、被災生活支援本部との連携により、情報提供手段の工夫を行うよう心がける。
- (6) 被災生活支援本部は、交通機関や道路状況についての情報を整理し、広報班を通じて帰宅困難者に対して情報を提供する。また、帰り先の被災状況等の情報についても併せて提供できるよう努める。

### 2 市川市議会への対応(渉外班)

- (1) 議会による震災応急対策を支援するため、情報提供等を行う。
- (2) 議会での検討が求められる課題の整理を行い、必要に応じて議会を招集・開催する。

### 3 報道機関への対応(広報班)

- (1) 報道機関への被災状況や対応方針の発表等の情報提供のため、以下の対応を実施する。
  - ・報道担当者の明示
  - ・記者会見の設定
  - ・プレス発表用資料の作成
  - ・本部室等へのマスコミの立入制限
  - ・プレス室の設置
- (2) 災害対応事務局では、必要に応じ、「災害時における放送要請等に関する協定(災害対策基本法第 57条)」に基づいて、CATV・FM放送をはじめ各報道機関への放送要請を行い、市民に対しても、テレビ・ラジオ等による情報収集を呼び掛ける。

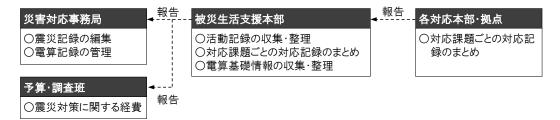
国県

# 第4 被災記録の整理

#### <基本方針>

- 1. 震災対応は、同時に多くの業務を遂行するため、いつ、誰が、どのような対応を行ったのかがわからなくなりがちである。
- 2. その結果、災害対応組織の内部で対応行動の混乱が発生する危険性がある。
- 3. 各対応本部にそれぞれ記録係を置き、適時、記録をまとめる。
- 4. 災害対応事務局は、各記録を収集・整理し、震災対応の全体像を把握すると同時に、公式の記録として整理する。

# <体制>



#### <行動計画>

#### 1 各対応本部・拠点における活動記録の整理

各対応本部、各班、各拠点にそれぞれ記録係を置き、課題ごとに記録をまとめ、その後の対応行動に資するものとする。

なお、災害班は管轄する地域及び小学校区防災拠点、小学校区防災拠点ではその地区で実施された 対応の記録を取りまとめる。

本部・班	記録内容
消防本部	消防署所・消防団等の活動記録
医療本部	医療救護所等の活動記録
被災生活支援本部	避難所等における被災生活支援活動の記録
被災市街地対応本部	各種施設の被災状況や被災対応措置等の記録
災害班	管轄地域の被害状況や小学校区防災拠点における対応状況等
小学拉区陆巡狮占	各地区で実施された被災者の生活支援活動、被災市街地の管理等の活
小学校区防災拠点 	動の記録
災害対応事務局	以上の記録、関係機関等による対応活動の記録の収とりまとめ

#### 2 各対応本部・拠点間の記録の相互活用(被災生活支援本部)

- (1) 応急対策に関する各種記録を収集・管理し、各対応本部・拠点間で相互活用が図れるよう、各対応本部・拠点の照会に応じて記録を提供して、対応行動の統一性の確保と円滑化を図る。また、市民の安否や 避難先等、市民にとって必要な記録については、市民による照会にも応じる。
- (2) 市民向けの記録は、災害班を通じて小学校区防災拠点等にも送付し、小学校区防災拠点による市民対応を可能にする。



# 3 記録整理における電算情報の活用(災害対応事務局)

各対応本部・拠点に既存の電算基礎データを提供し、対応行動における活用に協力する。

# 4 災害対応にかかる経理(予算・調査班)

予算・調査班は、各対応本部・拠点に対して災害対策に関する経費の報告を求め、本部会議や議会に 報告できるよう集計・整理する。

#### 5 震災記録の編集(災害対応事務局)

各対応本部・拠点で整理された全ての記録を収集・整理し、公式記録として編集する。

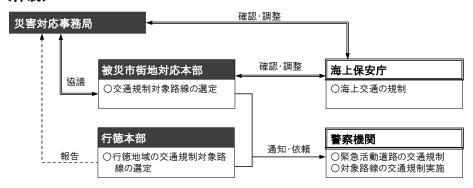
# 第3節 災害の拡大防止措置

# 第1 交诵規制

#### <基本方針>

- 1. 道路基盤が不十分な本市では、緊急活動道路の確保が大きな課題である。
- 2. 特に行徳地域では、行徳橋、新行徳橋の通行を確保できなければ、震災対応に大きな支障をきたす。
- 3. 消火・救出活動や広域避難活動等の直後対応に備えて、緊急活動道路については、警察機関が車両交通の規制を行う。

#### <体制>



#### <行動計画>

1 道路・橋りょうの交通規制(被災市街地対応本部・警察機関)

#### (1) 警察機関等による交通規制

ア 大規模地震時の交通規制

震災時の直後対応における緊急車両の通行を確保するために、警察機関は暫定措置として、緊急活動道路における一般車両の交通を規制する。

イ 直下型地震に対する交通規制計画

京葉東葛地域及び南房総地域における直下型地震が発生した場合、交通規制は、次の計画に基づき、実施される。

- ・京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画
- ・南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画

#### (2) 本市による交通規制の実施(被災市街地対応本部)

ア 交通規制路線の検討

緊急活動道路の被災状況や避難活動、応急対策活動の状況を踏まえて、改めて交通規制対象路線を選定し、災害対応事務局との協議により、これを確定する。

- イ 交通規制対象路線選定の視点及び交通規制の内容
  - ・危険箇所の通行による二次災害発生の防止(全面通行禁止)
  - ・緊急活動道路の確保 (緊急活動車両用に2車線確保)
  - ・国・千葉県による規制路線との連携・調整

### ウ 警察機関への通知

交通規制対象路線が確定した場合、災害対応事務局を通じ、警察機関にその旨を通知し、対象路線の交通規制実施を依頼する。

#### 2 海上交通の規制 (海上保安庁、災害対応事務局)

- (1) 海上保安庁は、応急対策活動における海上交通の活用に備えるために、港湾内及び航路付近の障害物の状況又は海上交通輻輳の状況に応じ、信号所又は巡視艇により海上の交通整理を実施するとともに、必要に応じて一般船舶の航行制限を実施する。
- (2) 応急対策活動において海上交通及び河川交通を活用する場合、災害対応事務局は、海上保安庁との協議により規制内容の確認・調整を行う。

#### 3 行徳地域における交通規制(被災市街地対応本部、行徳本部、警察機関)

- (1) 行徳地域では、行徳橋・新行徳橋、国道357号線市川大橋における緊急車両の通行確保が極めて重要な課題であるため、交通の混乱及び交通事故の発生するおそれがある場合、又は市長からの要請があった場合には、警察機関は、行徳橋・新行徳橋への一般車両の進入を全面的に禁止する。併せて、市川・浦安バイパスの通行も制限する。
- (2) これらの措置は、交通の混乱及び交通事故の発生するおそれが解消するまで継続する。
- (3) その他の路線の交通規制については、被災市街地対応本部に委ねることを原則とするが、被災市街地対応本部が交通規制路線の選定を行えない場合には、以下の対応とする。
  - ア 行徳本部の判断により選定し、行徳本部から災害対応事務局への報告をもって選定とみなす。
  - イ 警察機関への交通規制対象路線の通知と、交通規制実施の依頼も行徳本部が実施する。

#### 4 緊急通行車両の確認等(千葉県)

#### (1) 緊急通行車両の確認

- ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両(道路交通法第39条第 1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要 な車両)であることの確認を求めることができる。
- イ 前記の場合、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6 条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- ウ 車両の使用者は、交付を受けた標章を当該車両の助手席側の内側ウィンドウガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

#### (2) 緊急通行車両の事前届出・確認

ア 公安委員会は、指定行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有する車両で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

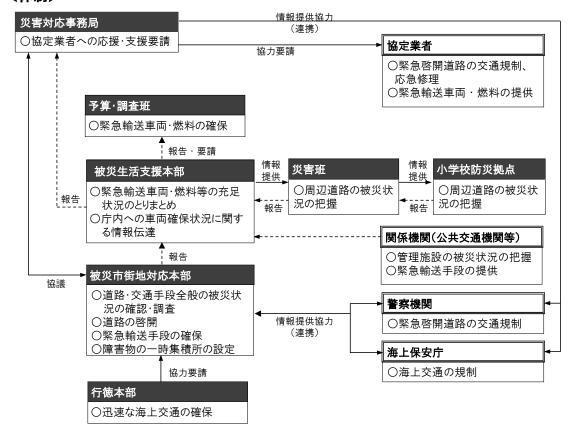
- イ 公安委員会は、緊急通行車両に該当すると認められるものに届出済証を交付する。
- ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合、確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

# 第2 道路・交通手段の確保

## <基本方針>

- 1. 水・食糧・物資の運搬・供給等市民の被災生活支援が主な活動内容により、緊急車両の通行が増大する。
- 2. 事前対策として、被災市街地対応本部は、できるだけ早い段階で道路上の瓦礫や車両の撤去、応急修理に着手し、道路啓開を急ぐ。
- 3. 道路啓開だけでは対応活動に十分な通行の早期確保が見込めない場合、船舶やヘリコプター等代替交通手段の確保に努める。
- 4. 行徳地域では、江戸川放水路を渡る通行の確保が重要なため、早期に船舶等による交通手段の確保を検討する。

## <体制>



#### <行動計画>

### 1 道路・交通手段の被災状況の確認(被災市街地対応本部)

- (1) 本市内又は周辺に震度 5 強以上の地震が発生した場合、又は市長から指示があった場合には、必要に応じて、以下の優先順位により、道路・橋りょうの被災状況を確認し、被災生活支援本部へ報告する。
  - ア 緊急輸送道路・緊急活動道路(橋りょうを含む。)の被災状況
  - イ 河川堤防の被災状況
  - ウ 一般市道(橋りょうを含む。)の被災状況

- エ その他の道路・橋りょうの被災状況
- (2) 被害が大規模な場合、協定に基づき本市内の建設業者等の協力を得る。
- (3) 関係機関への問い合わせや災害班や施設等からの報告により、道路・交通手段の被災状況を確認す る。

区分	項目	関係機関
河川·港湾	笠市河川の神(() 上口	国土交通省関東地方整備局
	管内河川の被災状況 	江戸川河川事務所江戸川河口出張所
	千葉県が管理する港湾の被災状況	葛南港湾事務所
	各企業の港湾施設の被災状況	市川共同防災センター
	行徳・南行徳漁港の被災状況	行徳·南行徳漁業協同組合
	国道・県道の被災状況	千葉県葛南土木事務所
道路	京葉道路の被災状況	東日本高速道路株式会社
	首都高速湾岸線の被災状況	首都高速道路株式会社
	JR 総武線・武蔵野線・京葉線の被災状況	東日本旅客鉄道株式会社 市川駅
	京成線の被災状況	京成電鉄株式会社 市川真間駅
鉄道	東京地下鉄東西線の被災状況	東京地下鉄株式会社 行徳駅
	北総鉄道の被災状況	北総鉄道株式会社 東松戸駅
	都営地下鉄新宿線の被災状況	東京都交通局 本八幡駅
バス	京成バスの運行状況	京成バス株式会社
// <b>A</b>	京成トランジットバスの運行状況	京成トランジットバス株式会社

#### 2 道路の啓開(被災市街地対応本部)

- (1) 被災市街地対応本部は、災害対応事務局との協議により、道路・橋りょうの被災状況と応急対策活動 状況に基づいて、緊急啓開道路を選定する。
- (2) 緊急啓開道路の選定に当たっては、以下の視点に留意し、路線の優先順位を定めて道路啓開に当たる ものとする。
  - ア 予め定められた緊急活動道路
  - イ 被災した緊急活動道路のう回路
  - ウ 防災倉庫等の防災資器材を備蓄してある場所に通じる道路
- (3) 障害物の除去にあたっては、被災市街地対応本部において瓦礫等の一時集積所を設定し、道路上の瓦 礫等を一時的に搬入する。
- (4) 道路啓開活動は、被災市街地対応本部が協定を締結している建設業者に協力を要請して、道路上の 障害物除去及び応急修理を実施する。
- (5)警察機関による交通規制を実施して、道路交通の確保と円滑化を図る。

## 3 緊急車両の通行(被災市街地対応本部)

道路管理者等は、道路上に放置車両や立ち往生した車両が発生し、災害応急対策の実施に著しい支 障が生じるおそれがあり、かつ、緊急車両の通行を各保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法





に基づき、次の事項を実施する。

#### (1) 緊急車両の通行確保のための放置車両対策

あらかじめ区間を指定して以下の対策を実施する。

なお、区間を指定する場合は、原則として千葉県公安委員会に必要事項を通知し、区間指定後は速やかに周知を行う。

- ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対し移動を命令
- イ 運転者等の不在時は、道路管理者等が自ら車両を移動(やむを得ない限度で破損を容認する。)

#### (2) 土地の一時使用

やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。

## (3) 国・千葉県との連携・調整

災害対策基本法に基づき、国や千葉県からの指示を受けた場合、必要な措置を講ずる。 また、必要に応じて、千葉県に対し道路啓開を要請する。

# 4 緊急輸送車両・燃料等の確保(予算・調査班)

- (1) 対応人員や応急物資等の緊急輸送に向けて、緊急輸送用の車両と燃料の確保に努める。
- (2) 確保した車両は、知事又は公安委員会に「緊急通行車両」の確認を求め、標章及び確認証明書の発 行を受けておく。

# 5 緊急輸送手段の確保(被災市街地対応本部、関係機関)

緊急輸送は道路交通に限らず、被災市街地対応本部と災害対応事務局との協議により、鉄道輸送、 水上輸送、空輸等、総合的な手段の活用を検討する。

手段	内容	
	○水上輸送に活用できる河川堤防・港湾施設等については、それぞれの管理者が迅速に応急	
水上輸送	補修を行って、水上輸送に備える。	
	○水上交通には、千葉県所有の船舶、海上保安庁による協力、市川市行徳漁業組合及び南	
	行徳漁業組合との協定による協力のほか、民間による輸送も考える。	
	○海上交通に関する交通規制は、海上保安庁が行う。	
ñ± º∕─;‡◇`¥	○自衛隊等による空輸に備えて、本市内7カ所に指定されているヘリポートの他、必要に応	
航空輸送 	じて被災地内外の空地をヘリポートに指定する。	
鉄道輸送	○鉄道管理者との協議により、緊急輸送手段としての鉄道の活用を検討する。	

## 6 行徳地域における緊急輸送手段の確保(行徳本部)

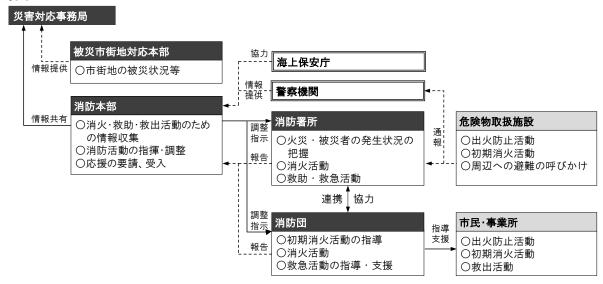
- (1) 行徳地域は河川と海に囲まれているため、地域内の道路交通の確保とともに、水上交通の確保が極めて重要である。
- (2) 行徳本部では、被災市街地対応本部による対応を待たずに、迅速な水上交通の確保を図り、必要に応じて被災市街地対応本部に協力を求める。

# 第3 消火·救助·救急活動

### <基本方針>

- 1. 本市では、大規模地震時には火災による被害が最も大きいと想定されている。
- 2. 消防力の増強を図っているが、本市の道路事情等を考えると、市民による初期消火・救出活動が極めて重要であり、自治(町)会を中心とした市民による初期消火・救出活動を体制に位置付け、各地域の総力をあげて、延焼火災の防止と人命救助を図る。
- 3. 大規模地震時においては、建築物等の倒壊、落下物、パニック及び火災等により広域的かつ集中的に 救助・救急事象の発生が予想されるので、これらに対処するための体制を確保し、迅速的確な活動に 当たるものとする。
- 4. 消防活動の実施に当たっては、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行する。

## <体制>



#### <行動計画>

1 消火・救出活動のための情報収集(消防本部)

### (1) 情報の収集

地震発生後、市民からの通報や高所カメラからの監視等の方法によって、速やかに本市内の火災発生状況や延焼拡大の危険性、救出すべき被災者の発生状況等についての把握に努める。

#### (2)情報の共有化

随時、把握した情報を災害対応事務局に報告し、また、災害対応事務局で入手した情報の提供を受け、 相互に情報の共有化を図る。

消火・救出活動に活用できる道路を把握するために、消防署所や消防団からの報告のほか、被災市街地対応本部や警察機関から情報提供を受け、道路の被災状況や交通状況の把握に努める。

## (3) 消防署所・消防団による情報収集

消防署所及び消防団は、担当区域で発生している火災や救出活動を必要とする被災箇所を発見して 消防本部へ報告するとともに、消防本部からの情報の提供に応じて出火点や被災箇所の確認を行い、担 当区域における火災発生状況と救出すべき被災者の発生状況の把握に努める。

## 2 初期消火活動(消防団、市民、事業者)

初期消火活動は、出火が確認された場合には可能な限り迅速に行われる必要があるため、市民及び事業者の自主的な活動を基本とする。

## (1) 市民及び事業者の初期消火

自治(町)会等を中心に、市民及び事業者は、地震発生後の出火の防止に努めるとともに、身近に出 火を確認した場合には速やかに消防機関への通報を行い、積極的な初期消火活動を行う。

#### (2) 消防団の初期消火

消防団は、市民及び事業者に対して出火防止活動と初期消火活動を呼び掛け、人的被害の発生が心配される火災や延焼拡大が心配される火災を優先して初期消火活動が行われるよう指導する。

#### (3) 危険物等を扱う事業者の初期消火

危険物等を扱う事業者は、火災発生のおそれがある場合、自衛消防組織による出火防止活動と初期消火活動を行うと同時に、消防機関・警察機関への通報、周辺への避難の呼び掛け及び立入禁止措置を行う。

## (4) 施設管理者の初期消火

施設管理者は、揺れが収まった直後に、施設からの出火防止を図り、出火が確認された場合には、施設利用者の避難誘導を行うと同時に初期消火活動に努め、火災発生の旨を消防機関に通報する。

## 3 消火活動(消防本部、消防団、海上保安庁)

## (1) 消防本部による消火活動

ア 消防活動の方針

消防本部長は、火災の全体状況に応じて以下の方針で消防活動を指揮する。

- ・消防力に対して火災件数が少ないと判断した場合、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮圧を図る。
- ・火災件数が消防力を上回ると判断した場合、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防ぎょする。
- ・火災が随所に発生し、消防個々の防ぎょでは効果を収め得ない場合、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防ぎょを行う。
- ・被害があまりにも甚大で消防個々の防ぎょでは全く効果がないと予想される場合、全力を尽くして避難者の避難路等の安全確保のための防ぎょを行う。
- ・耐火建築物等の火災で他への延焼の危険が少ない場合、他の延焼火災を鎮圧した後、防ぎょする。
- ・大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し延焼した場合、市街地への延焼の危険のある部分のみを防ぎょし、後に他の部分を防ぎょする。

#### イ 消防活動の調整、指示

消防本部は、消防本部長の指揮に従って消防計画を作成又は修正し、消防署所・消防団等による消火活動の調整、指示を行う。

#### ウ 消火活動の実施

各消防署所は、担当区域での火災発生状況の確認後、消防本部が定める消防計画に基づいて、消火活動を行う。

#### (2) 消防団による消火活動

消防団は、消防署所の活動を補完するための消火活動、単独、又は、消防署所と協力して行う。

## (3) 市民、事業者による消火活動

初期消火活動後も可能な限り協力して、火災の拡大を防ぐために消火活動を行う。

## (4) 海上保安庁による消火活動

海上保安庁は、海上における消火活動を行うとともに、必要に応じて消防本部による消火活動に協力する。

### 4 救出活動(消防本部、消防団)

#### (1) 市民、事業者による救出活動

自治(町)会等を中心とした市民及び事業者は、相互に近隣住民の安否を確認しあい、救出すべき被災者を確認した場合には、近くに火災発生の危険性がないことを確認した上で、可能な範囲での救出活動を行う。

ア 近くで出火や火災が確認された場合には、消火活動を優先して行い、鎮火後に救出活動を行う。

イ 救出活動を行う際には、余震等により救出活動の従事者が被災してしまうことのないように注意し、危険 のおそれがある場合には消防機関に通報して到着を待つ。

#### (2) 消防団による救出活動

消防団は、市民及び事業者による救出活動の概況を把握し、効率的な人命救助と二次災害の危険性 が回避されるよう指導・支援を行う。

#### (3) 消防署所による救出活動

消防署所は、市民及び事業者、又は、消防団の求めに応じて救出活動を行う。

#### (4) 消防本部による救出活動

消防本部では、救出すべき被災者の発生状況に応じて部隊を適正に配置し、効率的な人命救助を行う。

#### 5 救助救急活動(消防本部)

### (1) 活動・出動の原則

救命処置を要する重症者を優先して、救助救急活動を行う。

救助救急を伴う場合は、努めて救急隊と消防隊等が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は、 救急隊が次の優先順位により出動する。

- ①延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合、火災現場付近を優先する。
- ②延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合、多数の人命を救護することを優先する。
- ③同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合、救命効率の高い事象を優先する。
- ④傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

## (2) 傷病者の救急搬送

- ア 救命処置を要する者を優先して、傷病者の救急搬送を行う。なお、搬送に際しては、消防署、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院、国保直営総合病院君津中央病院のドクターへリコプター、千葉市消防局、自衛隊のヘリコプターにより行う。
- イ 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに



行う。

## (3) 傷病者多数発生時の活動(消防本部、消防団、市民)

- ア 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に応急救護所を設置し、救助隊、医療救護班との 密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- イ 救護能力が不足する場合は、消防団員、地域(自主)防災組織等に医療機関への自主的な輸送 協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

#### 6 資器材の調達(消防本部)

装備資器材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用し、装備資 器材等に不足を生じた場合は、その関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入等を図り、消火・救 出及び救助・救急に万全を期する。

## 7 危険物等の対策(消防本部)

高圧ガス等の保管施設の応急措置のため、消防本部は必要に応じて保安措置等についての指導及び 関係機関と応報連絡を行う。

## 8 応援の要請(消防本部)

- (1) 消防本部長は、千葉県内消防機関による広域的な応援を実施する必要が生じた場合、「千葉県広域 消防相互応援協定」及びその活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な消 防相互応援を実施する。
- (2) これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、千葉県内消防機 関相互の連携強化に努める。

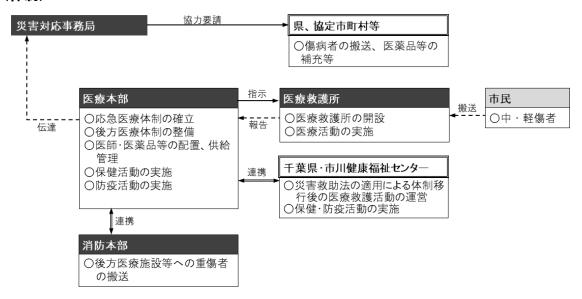
震-102

# 第4 応急医療活動

## <基本方針>

- 1. 応急医療活動については、千葉県によって災害救助法に基づく対応計画が示されているが、応急医療へのニーズは地震発生の直後から発生し、災害救助法に基づく対応では間に合わない可能性がある。
- 2. 市川市災害医療コーディネーター及び市川市医師会等の協力により、地震発生直後に、自動的に本市独自の応急医療体制を立ち上げ、速やかな応急医療活動の実施を図る。

#### <体制>



#### <行動計画>

#### 1 医療活動

### (1) 応急医療体制の確立 (医療本部、消防本部)

ア 震度5弱の地震が発生又は市長からの指示があった場合

本市内又は周辺に震度 5 弱の地震が発生した場合、又は市長から指示があった場合には、医療本部は、以下の方法によって本市内の傷病者発生状況や医療機関の被災状況を速やかに把握・推測し、必要に応じて、担当職員に被害が甚大な地域における医療救護所の開設を指示する。

- ・消防本部に対する救急出動要請状況の確認
- ・各医療機関への問い合わせ
- ・災害対応事務局、又は、災害班に対する各地区の被災概況の確認
- イ 震度 5 強以上の地震が発生した場合

本市内又は周辺に震度 5 強以上の地震が発生した場合は、第 1 段階として 8 箇所の拠点医療救護所を自動開設するものとし、医療救護所の開設担当職員は、直ちにあらかじめ定められた医療救護所に参集・配置し、医療救護所の開設に努めるものとする。

なお、第2次開設医療救護所(7箇所)については、状況に応じて開設する。

a 医療救護所の開設担当職員は、小学校区防災拠点及び医療救護所に指定されている施設の施設管理者の協力を得て、医療救護所を開設する。その際、施設管理者が施設及び医療救護所の開

錠を行い、開設担当職員が薬品備蓄庫の開錠と、医療救護活動に必要な水、電力等の確保に努める。

- b 医療救護所における応急医療活動を担当する医師等は、医療本部からの要請に基づく参集・配置 を原則とするが、地震情報を覚知した場合には、速やかに自主参集・配置し、医療救護所の開設に協力するよう心がける。
- c 医療救護所の開設担当職員は、医師等の参集・配置後、医療本部に開設の旨とともに患者概要 や周辺状況等の事項について報告する。
- エ 医療本部は、医療救護所の開設状況及び医療機関の活動状況に基づいて、広報班の協力を得ながら応急医療体制に関する市民への広報を迅速に行う。

#### (2) 医療活動 (医療本部、消防本部、関係機関)

医療救護所における負傷者のトリアージ、応急処置及び助産は「災害時等の医療救護活動についての協定書」等に基づいて、一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川市歯科医師会、一般社団法人市川市薬剤師会、市川浦安接骨師会の医師、歯科医師、薬剤師、接骨師からなる救護班が実施する。

- ア 医療救護所の現場責任者は本市にあるが、現場指揮は原則として医師会の医師が統括する。
- イ 医療救護所の開設担当職員は、医療本部との連絡要員として医療救護所に留まり、随時、活動状況 等を報告する。
- ウ 医療救護所への負傷者の搬送は、原則として消防署所が行うが、多数の負傷者が発生した場合には、 消防署所による十分な対応は困難になると予想される。
- エ この場合、応援協定等に基づき他機関の要請を図るとともに、消防署所は重傷者等を優先して搬送活動を行うものとし、中・軽傷者については、消防団や市民の協力によって行うものとする。

#### (3) 医薬品等の確保(医療本部)

- ア 医療救護所に必要な医薬品等は、「災害時の医療救急活動に使用する医薬品の備蓄に関する協定」 に基づいて、市川市薬剤師会の薬剤師が、医薬品備蓄倉庫等から調達・運搬する。
- イ 医療本部は、医療救護所からの報告に基づいて医薬品等の使用状況を管理し、必要に応じて各医療 救護所への配分を定める。
- ウ 人工透析等の特殊医療については、十分な応急給水体制が整うまでの間、医療用井戸を保有する病院を中心に実施する。

## (4) 後方医療体制

- ア 医療救護所で対応できない重傷者については、千葉県指定の災害拠点病院をはじめ、後方医療を担当する病院で受入れを行う。各病院への重傷者の搬送は消防署所が実施する。
- イ 消防本部では、本市内の大規模病院の被災状況と活動状況を確認し、医療救護所では対応できない 重傷者の受入れに向けて、後方医療体制の整備を図る。

#### (5) 千葉県及び相互応援協定に基づく応援要請

本市の行う応急医療では処理不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国等その他関係機関の応援を要請する。

- ・傷病者の搬送等の協力
- ・医薬品等の補充

応援体系



#### (6) 活動体制の調整 (医療本部)

医療本部は、本市内の応急医療活動状況と広域医療活動状況等に応じて以下の対応を図り、災害発生後3日を目処に、活動体制の整備を行う。

- ① 応急医療活動に従事する医師等の配置調整
- ② 千葉県及び協定を結ぶ市町村に対する救護班派遣要請の検討
- ③ 派遣された千葉県救護班やボランティア救護班の受入れ
- ④ 医療救護所への千葉県救護班等の配置

## (7) DMATの派遣要請

市長又は消防本部長は、千葉県DMAT運営要綱第20条派遣要請の基準に該当する場合、同要綱第22条派遣要請の特例に従い、千葉県消防広域応援基本計画に定める広域応援総括機関である千葉市消防局へ千葉県知事に対して、DMATの派遣要請を依頼することができる。

## 2 保健活動(医療本部)

市川健康福祉センターとともに、状況に応じて以下の保健活動を行う。

- (1) 市川市医師会の協力のもとに、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の 健康管理を行う。
- (2) 食中毒予防のために、食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

#### 3 防疫活動(医療本部、被災市街地対応本部)

### (1) 防疫活動

医療本部は千葉県健康福祉部、市川健康福祉センター及び被災市街地対応本部と連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、以下の防疫活動を行うとともに、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時、千葉県に報告する。

- ア 感染症及び食中毒等に関する情報の収集と市民等への広報
- イ 検病検査、健康診断及び臨時予防接種の実施
- ウ 飲料水の検水及び市民等への飲料水に関する情報の広報、指導

#### (2) 消毒の実施

医療本部は被災市街地対応本部とともに、以下の消毒を実施する。

- ア 避難所を中心に全市の衛生状況の概況管理
- イ 消毒に必要な薬剤及び資器材、作業員の確保
- ウ「災害時防疫活動協力に関する協定」を締結している業者及び「災害時における支援に関する協定」を締結している市川市農業協同組合の協力により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条に基づく消毒の実施

# 4 動物対策(千葉県健康福祉部)

市川健康福祉センター(保健所)及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄された り逃げ出した場合には、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら の動物を救助及び保護する。

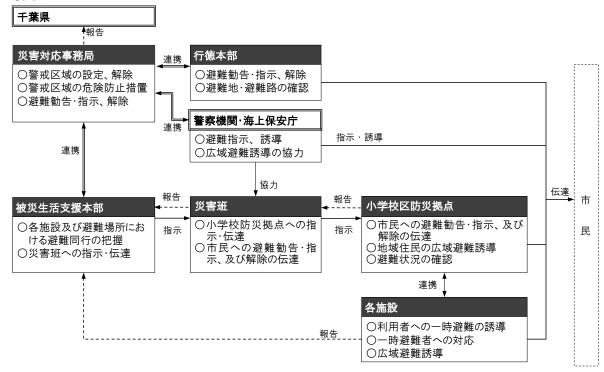


# 第5 避難勧告等の発令

### <基本方針>

- 1. 市民の活動時間帯に地震が発生した場合、各公共施設の施設管理者は、施設利用者の安全確保 と応急避難を行わなければならない。また、①地震発生後の津波、②崖崩れ、③延焼火災、④危険 物・有害物質の漏洩・流出、⑤建物倒壊の5つの要因については、災害対応事務局において応急避 難の必要性を検討し、状況に応じて、市長が避難勧告・避難指示(緊急)を行う。
- 2. 行徳地域では、避難所等の施設の安全性確認が早期に行えない可能性があるため、被災者支援を円滑に行うための応急避難も考える必要がある。
- 3. 本項目では、応急避難の意思決定から避難誘導までのプロセスを示し、人命の尊重に向けた円滑な 応急避難活動を図る。

#### <体制>



#### <行動計画>

#### 1 避難誘導

#### (1) 施設利用者の安全確保と応急避難(施設管理者)

- ア 市民等の利用者が存在する施設の施設管理者は、敷地内あるいは近隣の安全な場所(屋外)に利用者を集合させ、建物内に残留者がいないことを確認する。
- イ 避難場所に指定されている施設の場合は、その施設に留まる。
- ウ 避難誘導後、施設及び周囲の被災状況と、施設利用者の安否・応急避難の状況について、被災生活 支援本部へ報告する。

## (2) 一時的な避難の判断(被災生活支援本部、施設管理者)

避難を行うべき状況を限定することは困難であることから、一時的な避難を行うか否かは基本的に市民の



判断に委ねるものとする。

#### (3) 建物内部に避難する場合

- ア 一時的な避難は原則的には空地利用のため、開設行為が必ずしも必要なわけではないが、津波や崖崩れの心配があるような場合には建物内部の利用も求められる。
- イ 避難場所において建物内部の利用が必要な場合には、施設管理者は建物の安全性を確認した上で、 必要に応じて建物を開錠・開放する。

## 2 警戒区域の設定(災害対応事務局)

- (1) 災害対応事務局は、消防本部、被災市街地対応本部、その他の関係機関より、地震発生後の津波、 崖崩れ、延焼火災、有害物質の流出・拡散、建物倒壊の危険性等に関する情報を収集し、二次災害の 危険性がある区域を市長に報告する。
- (2) 市長は、二次災害の危険性がある区域を災害対策基本法第63条に基づいて警戒区域に指定し、関係本部及び関係機関に、区域内の立入りを制限する等の措置を指示する。
- (3) 関係本部及び及び関係機関は、警戒区域に対する重点的な消火活動、有害物質等の流出・拡散防止措置、優先的な被災建物の除去や応急修理等の重点的な危険防止措置を、早急に実施する。
- (4) 警戒区域の指定は、危険防止措置の実施に伴って二次災害の危険性が低減した区域から、順次、解除する。

## 3 避難勧告等の発令(災害対応事務局、関係機関)

## (1) 避難勧告・避難指示 (緊急) の発令

津波や延焼火災、崖崩れ等の二次災害が発生するおそれがある場合、市民の生命・身体・財産を保護 し、被害の拡大を防止するため、市民等に対して状況に応じた適切な避難勧告・指示を行う。

避難勧告等の発令にあたっては、発令すべきタイミング等について、千葉県や指定地方行政機関等へ助 言を求めることができる。

避難勧告	・避難行動の開始を促す場合。
	・居住者に立ち退きを勧め促すもの。
避難指示(緊急)	・直ちに避難行動をとる必要がある場合。
,	・避難勧告よりも拘束力が強いが、強制するものではない。

#### (2) 避難勧告・避難指示(緊急)の実施者

避難の勧告・指示を発すべき権限のある者は、各法律によって次のように定められているが、市長を中心として、相互に連携をとりながら実施する。

- ·市町村長(災害対策基本法第 60 条)
- ・警察官又は海上保安官(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)
- ·水防管理者(市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者(水防法第 29 条))
- ・知事又はその命を受けた千葉県職員(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)
- ・災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(その場に警察官、海上保安官がいない場合に限
- る) (自衛隊法第94条)



## (3) 避難勧告・避難指示 (緊急) の流れ

- ア 災害対応事務局は、二次災害の危険性がある区域等のうち、避難の必要が認められる地域を選定し、 市長に報告する。
- イ 市長は、避難の必要が認められる地域の市民等に対して避難勧告又は避難指示(以下「避難勧告等」という。)を行う。ただし、災害の発生により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、市長が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。
- ウ 避難勧告等を行う場合には、避難対象地域や避難勧告等の発令理由等の事項を明らかにして、対象 地域の市民等に伝達・周知する。
- エ 市長による避難勧告等が行われた場合、災害対応事務局は、直ちに、防災行政無線(同報無線) 等を通じて避難勧告等を周知し、被災生活支援本部を通じて対象地域の災害班に避難勧告等の周 知・徹底を指示する。
- オ 災害班及び小学校区防災拠点は、地区内の避難場所をはじめ各施設・機関の協力を得ながら、対象 地域の市民等に避難勧告等を周知・徹底する。
- カ 避難行動要支援者に対する伝達に配慮する。
- キ 警察官及び海上保安官は、市長が避難の指示を行えないとき、又は市長から要請のあったときには、避難の必要が認められる地域の市民等に対して避難を指示し、避難場所等へ誘導する。
- ク 本市、千葉県、警察本部・警察署、自衛隊及び海上保安庁は、避難の措置を行った場合、その内容 について相互に通報連絡する。
- ケ 市長は、避難勧告等を行ったときには、知事にその旨を報告する。
- コ 避難勧告等を行った地域に避難の必要がなくなったときには、市長は、警察機関等との協議の上、避難 勧告等を解除し、その旨を公示するとともに知事に対する報告を行う。

#### 4 広域避難誘導(災害対応事務局、被災生活支援本部、災害班 等)

- (1) 広域避難の勧告又は指示を行う際、市長は、災害対応事務局に対し、予め安全な避難地・避難路を確認し、適切な避難誘導を実施するよう指示をする。
- (2) 災害対応事務局は、被災生活支援本部を通じて対象地域の災害班に対して安全な避難地・避難路を明示し、適切な避難誘導を実施するよう指示をする。
- (3) 災害班は、小学校区防災拠点、警察機関、消防団等の協力を得て、避難勧告等の対象となった地域の市民等に対して、安全な避難路をとおり安全な避難地へ避難するよう誘導する。
- (4) 災害班は、対象地域における市民等の避難状況を、被災生活本部を通じて、市長に報告する。

#### 5 津波に対する避難(消防本部、関係機関、市民)

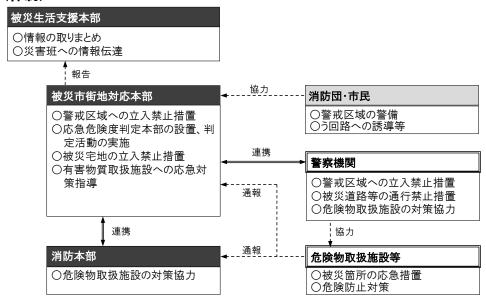
- (1) 消防本部及び警察等は、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、河川・海岸付近にいるものに対し、退避するよう呼び掛けを行う。
- (2) 市民は、本市のホームページ、電子メール配信等を利用して、津波警報等の発表や避難勧告等の情報を把握し、必要に応じて、迅速かつ自主的に自宅等の上階及び高台等の安全な場所へ避難する。なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続し、自己の判断で河川・海岸付近に近寄らないこととする。

# 第6 危険区域の立入禁止措置

## <基本方針>

- 1. 避難勧告等を発令した区域では、区域内への立入りを禁止し、二次災害の発生を未然に防ぐ。
- 2. 橋りょうや沿道建物の被災が著しい道路等についても、二次災害の発生を未然に防ぐために立入禁止措置を行う。

#### <体制>



#### <行動計画>

#### 1 警戒区域の設定(災害対応事務局)

- (1) 災害対応事務局は、避難勧告等対象区域のほか、消防本部、被災市街地対応本部、その他の関係機関より、災害発生後の危険性等に関する情報を収集し、住民の生命・身体・財産に対する危険性がある 区域を市長に報告する。
- (2) 市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命・身体・財産に対する危険を防止するため特に必要と認めるときは、警戒区域を設定し、その区域への立入りを制限又は禁止し、その区域からの退去を命ずるものとする。
- (3) 災害が発生し、又は、発生しようとしている場合であって、市長、又は、市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、以下に示す者は、市長に代わって警戒区域を設定し、その区域への立入りを制限又は禁止し、その区域からの退去を命ずることができる。この場合において、警戒区域の設定等の措置をとったときは、直ちにその旨を市長へ通知するものとする。
  - ・警察官又は海上保安官
  - ・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官

#### 2 立入禁止措置(被災市街地対応本部、関係機関)

(1) 指定された警戒区域については、区域内における事故の発生を防止するため、進入路を封鎖する等の方法により、立入禁止措置を行う。



- (2) 広報班は、警戒区域が設定されたとき、防災行政無線、広報車、各報道機関への放送要請等により広く住民に周知する。
- (3) 警戒区域への立入禁止措置は、被災市街地対応本部と災害班、警察機関とが協力して実施することを基本とするが、警備を行う人員の不足が予測されるため、市民や消防団の協力を得て、区域内への立入りについて警備を行うものとする。
- (4) 被災した道路・橋りょうについては、警察機関が中心となって通行禁止措置を行うものとするが、この場合も市民や消防団の協力を得て、迂回路への誘導等を実施する。

## 3 建築物応急危険度判定への対応(被災市街地対応本部)

- (1) 被災市街地対応本部は、千葉県の支援を受け、応急危険度判定実施本部を設置し、応急危険度判定士によって実施される住宅建築を主な対象とした建築物応急危険度判定活動、崖地近接宅地を主な対象とした被災宅地危険度判定活動を行う。
- (2) 被災した建物への立入禁止措置については、個々の建物を警備することは困難であるため、応急危険 度判定等の結果に基づいて、被災建物への立入禁止の貼り紙や建物被害が著しい区域の封鎖のような措置を行う。

## 4 危険物取扱施設等(被災市街地対応本部、消防本部、関係機関)

- (1) 危険物取扱施設においては、危険物の漏洩・流出が生じないように、被災した箇所については迅速な応急措置を施す。
- (2) 万が一、危険物又は有害物質の漏洩・流出等が生じてしまった場合には、早急に消防機関に通報し、消防機関や警察機関と協力して、漏洩・流出等の拡大防止対策や、出火防止対策、周辺住民への応急避難の呼び掛け、危険物の回収作業等必要なの危険防止対策を迅速に行う。
- (3) 海上において危険物又は有害物質等の流出が生じてしまった場合には、併せて海上保安庁にも通報を行う。





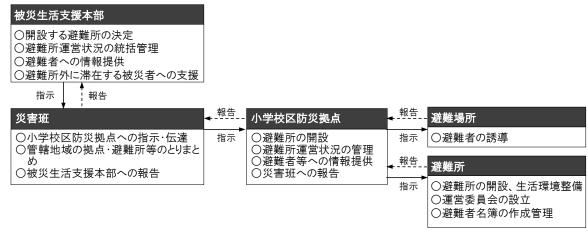
# 第4節 被災者の生活支援

# 第1 避難所の開設・運営

### <基本方針>

- 1. 東京湾北部地震が発生すると、本市では最大約4万7千人を超える避難者の発生が想定される。
- 2. 当初、避難者は避難場所における屋外避難を強いられるため、被災生活支援本部は各小学校区防災拠点と協力し、安全性が確認された施設の中から、各地区の避難状況に応じて避難所を指定し、早急な避難者の収容に努める。
- 3. 避難所の運営は、市川市避難所マニュアルをもとに避難者自らが行う。

### <体制>



### <行動計画>

#### 1 避難所の開設

## (1) 開設する避難所の決定(被災生活支援本部)

- ア 被災生活支援本部は、避難所の使用可否の判定結果と各地の避難状況を踏まえて、小学校区防災拠点と協力し、あらかじめ指定した避難所から開設する避難所を決定する。
- イ 被災生活支援本部は、地区ごとに開設する避難所と避難誘導についてまとめ、災害班を通じて各小学 校区防災拠点等に指示をする。
- ウ 小学校区防災拠点は、開設する避難所にはその旨を、その他の避難場所には避難者をどの避難所に誘導するかを伝える。

## (2) 避難所の開設(被災生活支援本部、小学校区防災拠点、施設管理者)

- ア 避難所に指定された施設は、小学校区防災拠点の指示に従って避難者を受け入れ、誘導する。
- イ 避難所として使用しない施設は、後から避難してくる者のために、各出入口への貼り紙等によって「避難 所施設の名称と場所、連絡先(小学校区防災拠点)」を明示しておく。
- ウ 小学校区防災拠点は、市川市避難所マニュアルをもとに避難所を開設するとともに、避難者自身で避難所運営ができるよう支援を行う。

#### 2 避難所の運営

#### (1) 避難所の運営(小学校区防災拠点、市民)

原則として、市川市避難所マニュアルをもとに避難者が自主的に避難所の運営を行い、小学校区防災拠点協議会はそれを支援する。

## (2) 避難者等への情報提供(被災生活支援本部、広報班)

- ア 被災生活支援本部は、広報班、小学校区防災拠点要員と協力して、各避難所において、被災・復旧 状況や各種の生活支援情報等の情報提供を随時避難者等に対し行うよう配慮する。
- イ 情報は誰でも必要なときに入手し、その内容を理解できるよう、広報紙や貼紙、避難所へのインターネット 端末の設置等、様々な方法を工夫する。
- ウ 広報班は、日本語を十分に理解できない外国人(訪日外国人も含む)にも的確に情報が伝わるよう、 文化スポーツ部の協力や協定に基づく市川市国際交流協会等への語学ボランティアの派遣依頼等により、 通訳・翻訳の手段を確保する。

#### (3) 福祉避難所への要配慮者の移送(被災生活支援本部、小学校区防災拠点協議会等)

- ア 福祉避難所が開設された場合、被災生活支援本部は、避難所内の要配慮者を福祉避難所へ移送する。
- イ 福祉避難所への要配慮者の移送にあたっては、小学校区防災拠点要員をはじめ、要配慮者の家族、 地域の福祉関係者、地域(自主)防災組織、消防団等の誘導によるほか、必要に応じて関係機関等 に車両や船舶等による移送を要請する。

## (4) 避難生活状況の管理(被災生活支援本部、小学校区防災拠点要員)

- ア 小学校区防災拠点協議会は、災害班を通じて、避難所の運営状況等を被災生活支援本部へ報告する。
- イ 被災生活支援本部は、避難所運営状況を統括的に管理し、避難者への必要な支援を実施する。

#### (5) 避難所の開設期間(被災生活支援本部)

- ア 災害救助法が適用される避難所の開設期間は、地震発生の日から7日以内であるが、大規模な被災の場合等には、避難生活が長期化する可能性もある。
- イ このような場合には、応急仮設住宅等により必要量の住宅が確保されるまでの期間を避難所の開設期間として想定し、その間は避難者への支援を継続するものとする。
- ウ 被災生活支援本部では、各避難所における避難者数を随時確認し、避難者の減少に応じて、適時、 避難所の統合・閉鎖を行う。

## 3 避難所外に滞在する被災者への支援(被災生活支援本部、医療本部)

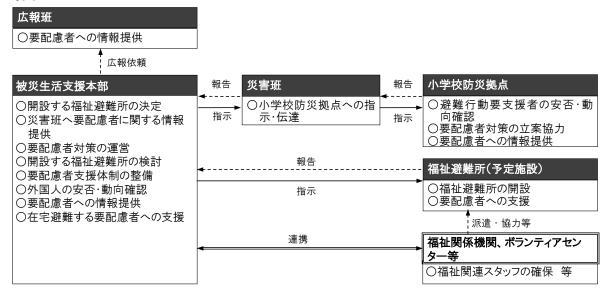
- (1) 在宅避難者、車中泊、テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報提供等必要な支援の実施に努める。
- (2) 車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、医療本部と連携し、健康相談や保健指導を実施する。

# 第2 要配慮者対策

## <基本方針>

- 1. 被災生活支援本部は、要配慮者に対する支援の必要性を判断し、必要に応じ、安全が確認された福祉避難所を開設し、要配慮者を受け入れ、支援体制を整備する。
- 2. 必要に応じて、在宅で避難する要配慮者に対しても支援を実施する。

#### <体制>



### <行動計画>

#### 1 避難行動要支援者の安否・動向確認(被災生活支援本部)

- (1) 避難行動要支援者名簿を活用し、自治(町)会、民生委員、児童委員等の避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者の安否及び動向の確認に努める。
- (2) 外国人等の要配慮者については、住民基本台帳等に基づき、小学校区防災拠点と協力して安否・動向確認を行うとともに、必要に応じて「災害時における支援に関する協定」に基づき、市川市国際交流協会に通訳等の協力を依頼する。
- (3) 避難勧告・指示が行われた場合、消防団や地域(自主)防災組織に対して避難行動要支援者を優先した避難誘導を呼び掛け、必要に応じて関係機関等に車両や船舶等による避難行動要支援者の移送を要請する。
- (4) 福祉関連施設等の施設管理者は、予め定める避難確保計画等に基づき、速やかに入所者等の安全を確保するとともに、被災生活支援本部等からの問い合わせに対し、迅速かつ正確に答えられるよう、入所者等の安否・動向確認に努める。
- (5) 避難支援等関係者等の災害応急対策に従事する者の安全確保に十分配慮して実施するよう努める。

#### 2 福祉避難所の運営(被災生活支援本部)

(1) 小学校区防災拠点等からの報告に基づき、要配慮者支援の必要性を検討・判断し、必要に応じ、福祉避難所を開設する。

- (2) 福祉避難所については、要配慮者の家族、地域の福祉関係者、施設管理者等が中心となって運営し、 被災生活支援本部は運営支援を行う。
- (3) 福祉避難所を開設しない場合、避難所において要配慮者対策を実施するものとする。

## 3 要配慮者への支援活動(被災生活支援本部)

- (1) 広報班と連携し、要配慮者へ避難情報等の情報提供を実施する。
- (2) 福祉関係機関や市川市災害ボランティアセンター等の協力を得て、福祉関連スタッフを確保し、福祉避 難所又は避難所等へ派遣して、適切な支援活動を実施する。
- (3) 要配慮者に対して、生活支援情報等を的確に伝えるため、災害班や小学校区防災拠点と協議を行 い、要配慮者向けの情報提供を工夫するよう心がける。
- (4) 応急仮設住宅の入居にあたっては、要配慮者を優先し、高齢者や障がい者に配慮した「福祉仮設住 宅」の設置等についても検討する。

# 4 在宅避難する要配慮者への支援(被災生活支援本部)

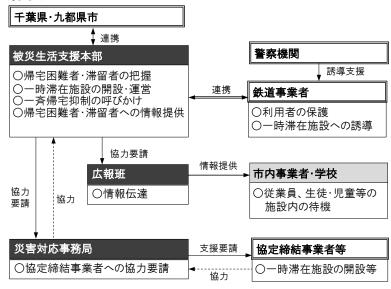
必要に応じて、在宅避難する要配慮者に対し物資の提供等の必要な支援を行う。

# 第3 帰宅困難者・滞留者対策

## <基本方針>

- 1. 東京都に隣接する本市には、千葉方面へ向かう幹線道路や鉄道が存することから、震災時には都心から千葉方面へ向かう帰宅困難者が多数流入することが予想される。
- 2. 震災後に本市内に流入してくる帰宅困難者を想定し、帰宅困難者・滞留者に対して適切な情報と休憩の場を提供する支援を行う。そして、その支援により被災した市街地に大量の人が溢れ、各種の応急対策活動に混乱が生じることを防止する。

#### <体制>



#### <行動計画>

## 1 帰宅困難者への情報提供

#### (1) 一斉帰宅抑制の呼び掛け(被災生活支援本部)

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、広報班の協力を得て、市民、市内の事業所、学校等に対し、国、千葉県、周辺市区と連携して、放送機関やホームページ等を通じて、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼び掛けを行う。

#### (2) 事業所、学校等における施設内待機(施設管理者、事業者)

- ア 事業所及び学校等は、施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害 関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所 へ待機させるよう努める。
- イ 帰宅困難者が路上に溢れて混乱が生じることのないよう、むやみに帰宅を促すことのないよう留意する。

### (3) 駅等における利用者保護(鉄道事業者)

駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全を確認し、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

#### (4) 帰宅困難者・滞留者の把握(被災生活支援本部)

駅や警察機関等との情報交換を行い、付近で発生した滞留者や幹線道路等を通って徒歩で本市内に 移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

## (5) 帰宅困難者・滞留者への情報提供(被災生活支援本部)

広報班の協力を得て、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法、交通機関の運行・復旧状況等について、放送機関や本市公式Web サイト等を活用し、情報提供を行う。

## 2 一時滞在施設の確保等

## (1) 一次滞在施設の開設(被災生活支援本部)

- ア あらかじめ指定をした一時滞在施設の施設管理者に対し、施設の被災状況や安全性を確認のうえ、開設の指示又は要請を行う。
- イ あらかじめ指定をした一時滞在施設だけでは不足する場合、必要に応じて本市施設を一時滞在施設と して開設する。
- ウ 一時滞在施設の開設状況を集約し、千葉県へ報告するとともに、各種の手段を用いて、駅、帰宅困難者、事業者等への情報提供を行う。

## (2) 一時滞在施設への誘導(鉄道事業者、警察機関)

原則、各事業者は、本市や警察機関等と連携して、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導する。 なお、障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連れの市民等、自力で徒歩が困難な特別搬送者については、 臨時バスやタクシー等による搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

## (3) 一時滞在施設の運営(千葉県、被災生活支援本部、施設管理者)

被災生活支援本部は、施設管理者と協力し、帰宅困難者等を一時滞在施設に受け入れる。 その際、本市は千葉県や関係機関と連携し、施設管理者に対して災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を提供する。

## (4) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請(被災生活支援本部)

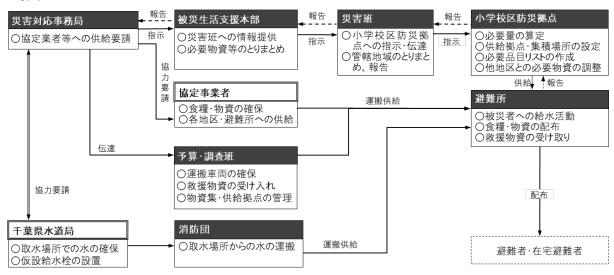
コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

# 第4 水、食糧、物資の供給

### <基本方針>

- 1. 被災者への食糧・物資の供給には、避難所や防災倉庫の備蓄分(1日分)をあてる。
- 2. 被災者への水の供給には、学校の受水槽及び簡易濾過したプール水等をあてる。
- 3.2日目以降、被災生活支援本部は、必要量を調達し、協定業者等を通じて運搬・供給を行う。
- 4.水・食糧・物資の配布は、避難所で行うことを原則とし、避難所が少ない地区では、災害班が地区内の公共施設等を利用して行う。
- 5. 在宅避難者に対しても、水・食糧・物資の供給を行う。

#### <体制>



#### <行動計画>

1 応急給水活動(被災生活支援本部、千葉県)

## (1) 応急給水活動の体系

被災地における応急給水活動は、以下の3つの体系からなる。

- ア 千葉県水道局による応急給水
- イ 本市による避難所等での応急給水(被災生活支援本部、消防団)
- ウ 応援給水活動(千葉県水道局、関係機関)

#### (2) 被災当日の給水活動

- ア 千葉県水道局による応急給水活動と本市による応急給水は、取水場所が限られており、避難所や公 園等、被災者の身近な場所での給水活動を実現するためには、道路啓開と運搬車両・運搬人員の確保 を待たなければならない。
- イ このため、被災当日の応急給水は、学校の受水槽及び簡易濾過したプール水等を活用した給水を中心 とし、可能な範囲で、消防団や避難者等の自助努力により取水場所からの飲料水の運搬等を実施す る。

#### (3)被災2日目以降の給水活動

2 日目以降は、「災害時の物資の供給に関する協定」を締結している業者の協力や、相互応援協定を

締結している市町村の応援等を得て、被災状況に応じた水の運搬体制を整備し、避難所等における十分な給水活動が行われるよう努める。

#### (4) 飲料水の安全確保

応急給水用資器材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。市民に対して、容器の取扱い等、 安全対策を指導する。

## 2 備蓄食糧・物資の供給(予算・調査班、小学校区防災拠点要員)

避難所には、順次、食糧・物資の備蓄を進めており、被災当日は、これらの備蓄食糧・物資を被災者に供給する。

- (1) 避難所の備蓄分だけでは不足する場合、小学校区防災拠点は、最寄りの使用されていない避難所や、 防災備蓄倉庫に備蓄されている食糧・物資を予算・調査班よって確保・配分されたトラック等を利用して、運搬・供給する。
- (2) 避難所に避難していない地域住民への供給は、避難所において小学校区防災拠点が実施する。

# 3 協定業者による水、食糧・物資の供給(災害対応事務局、予算・調査班、小学校区防災拠点要 員)

- (1) 2日目以降、小学校区防災拠点は、避難所収容記録簿やライフラインの被災状況に基づいて、各地区の食糧・物資の必要供給量を算定する。
- (2) 災害対応事務局は、小学校区防災拠点の算定結果に基づいて、「災害時の物資の供給に関する協定」を締結している業者に、各避難所へ必要量を直接届けるよう要請する。
  - ア 協定業者の都合等で各避難所への運搬が困難な場合、災害班が地区内に集積場所を確保し、予算・調査班や小学校区防災拠点と協力して食糧・物資を配布するものとする。
  - イ 集積場所までの食糧・物資の運搬は、協定業者自身が行えない場合、別途、協定に基づく協力要請等を検討する。

#### 4 救援物資の供給(災害対応事務局、小学校区防災拠点)

- ア 災害対応事務局は、広報班を通じ、報道機関等に協力を依頼して、被災生活で必要なもののリストを 公表し、必要なものだけを受け入れるよう努める。受け入れられない物資の内容に関してもリストを作成し、 公表に努める。
- イ 救援物資等の集積・供給拠点は大洲防災公園、広尾防災公園及び道の駅いちかわとし、予算・調査 班は、確保・配分したトラック等により食糧・物資を搬送する。
- ウ 救援物資等の集積・供給拠点は、状況によって地方卸売市場、使用されていない避難所のほか、協定 に基づく施設の活用も検討する。
- エ 小学校区防災拠点は、他の小学校区防災拠点とUストを交換し、相互に必要な物資を融通するよう努める。

#### 5 千葉県による供給

本市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合、千葉県は、本市からの要請等に基づき、食糧及び生活必需品を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

なお、本市が壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと 推測された場合、本市からの要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食糧、生活必需品等 を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

#### 6 政府所有米の供給計画

政府所有米の調達を要する際、知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。

当該米穀を買い受ける場合、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)の規定に基づき、知事は、政策統括官と売買契約を締結した上で、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

関係 機関

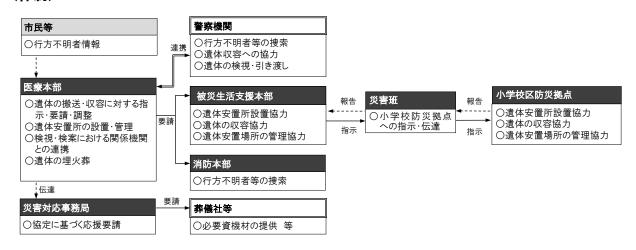
市民

# 第5 行方不明者等の捜索及び遺体の収容・埋葬

## <基本方針>

- 1. 震災時には、多数の行方不明者や犠牲者の発生が予想される。
- 2. 行方不明者を早急に捜索し、遺体を遺族へ返し、早期に埋葬するための対策を講じる。

#### <体制>



## <行動計画>

#### 1 行方不明者等の捜索(消防本部、消防団、警察機関)

- (1) 市長は、行方不明者等の捜索を消防本部に指示し、また、警察機関、その他関係機関及び市民等へ 情報提供・活動協力を要請する。
- (2) 消防本部は、消防署所に行方不明者等の捜索活動を指示し、管理・調整を行う。
- (3) 警察機関は、行方不明者の届出により、行方不明者の捜索に当たる。
- (4) 消防本部及び関係機関は、捜索活動中に行方不明者の遺体を発見した場合は、医療本部へ搬送の 手配を要請するとともに、搬送・収容活動へ協力する。

## 2 遺体の搬送・収容(医療本部、被災生活支援本部)

- (1) 医療本部は被災生活支援本部と協力して、必要に応じて遺体の安置場所を指定し、警察機関、消防団、その他関係機関及び市民等の協力で、安置場所への遺体の収容を行う。なお、安置場所は、屋内体育施設等の中から、状況に応じて指定する。
- (2) 遺体安置場所に指定された施設の施設管理者は、遺体の受入体制を整える。なお、遺体を安置する間の安置場所の管理責任者は医療本部が派遣する職員とする。
- (3) 医療本部は、被災生活支援本部及び遺体安置場所に指定されている施設の施設管理者の協力のもとに、遺体の検視への協力やドライアイス等必要資器材等の調達を行う。
- (4) 安置場所への遺体の搬送は、医療本部からの協力依頼に基づき、葬儀社、消防団、その他関係機関及び市民等が実施する。

## 3 遺体の取扱(医療本部、被災生活支援本部、警察機関)

- (1) 警察機関は、死体取扱規則等により、遺体の検視を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族への引渡しを行う。
- (2) 被災生活支援本部は、警察機関の協力により、身元の不明な遺体に対する措置を行う。
- (3) 医療本部は、検視、検案、身元確認等、遺体の処理について、警察機関との連携を図る。

## 4 埋葬 (医療本部)

- (1) 遺体の埋葬は、原則として遺体を火葬に付すことにより実施するものとする。
- (2) 埋葬許可書の発行手続については、市民課との連携を図る。
- (3) 遺族等の引取り手のない場合、又は遺族等が埋葬を行うことが困難な場合には、市長の指示により、医療本部が関係機関及び地元業者の協力を得て埋葬を行う。

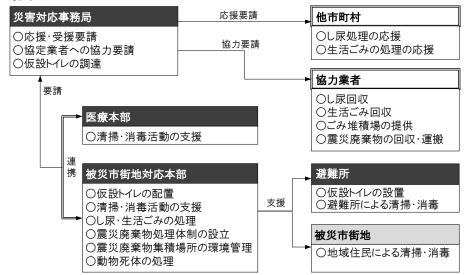


# 第6 被災地の清掃活動

### <基本方針>

- 1. 大規模地震発生時には瓦礫やし尿・生活ごみ等の廃棄物が平常時よりも大幅に増加することから、「市川市震災廃棄物処理計画」に基づき対応する。
- 2. 上・下水道及び液状化被害等により浄化槽が被災した地区では、被災生活支援本部が小学校区防災拠点を中心に速やかに仮設トイレを設置するとともに、その後も順次追加的に配置する。設置後は適時巡回し、清掃を行うことで、被災地の環境衛生に努める。
- 3. 被災市街地対応本部は、し尿収集を行うとともに、避難所で大量に発生する生活ごみについても収集を行う。
- 4. 被災地で大量に発生する瓦礫の処理については、一時集積所を設ける等して応急的な対応を行い、 最終的な処理計画を立案する。
- 5. 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国その他関係機関の応援を得て実施する。 また、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に 要請することができる。

#### <体制>



#### <行動計画>

### 1 避難所等の清掃(被災市街地対応本部、市民)

- (1) 避難所の清掃・消毒活動は、避難者が自主的に行う。
- (2) 被災市街地の清掃・消毒活動についても、自治(町)会等が中心となって地域住民が自主的に行うものとする。
- (3) 消毒薬品は、清掃部が保有しているものを、被災市街地対応本部が避難所あるいは自治(町)会単位等で配布するものとし、清掃部が保有している消毒薬品だけでは不足する場合には、協定業者より提供を受ける。
- (4) その他、被災市街地対応本部では、市民の自主的な清掃・消毒活動に対して、適時必要な支援を行う。

## 2 仮設トイレの設置・清掃管理(被災市街地対応本部、被災生活支援本部、市民)

#### (1) 仮設トイレの設置

- ア 避難所においては、開設と同時に被災生活支援本部が備蓄されている仮設トイレを設置し、避難生活 に備える。
- イ 被災市街地対応本部は、下水道管、配水管、浄化槽の破損等を考慮して、仮設トイレの設置の検討 やし尿処理収集計画を作成する。
- ウ 被災地内での仮設トイレの設置箇所としては、小学校区防災拠点を中心として公園等の空地等を検討する。

## (2) 清掃管理

仮設トイレの清掃管理については、避難所内のものは避難者が、被災地内のものについては、自治(町) 会が実施する。

#### (3) 調整·撤去

被災生活支援本部では、適時、仮設トイレ利用状況を確認し、必要に応じて、設置箇所の調整、撤去を行う。

## 3 し尿の収集・処理(被災市街地対応本部)

## (1) し尿収集計画の策定・周知

- ア 被災市街地対応本部は、下水道の被災状況や仮設トイレの設置状況等から、し尿収集が必要な箇所の確認を行い、道路状況に応じた収集ルートを検討した上で、し尿収集計画を策定する。
- イ し尿収集計画は、収集対象となる被災者を中心に、市民へも周知する。

## (2) し尿の収集・処理

- ア し尿収集の実施にあたっては「し尿の収集運搬車両に関する協定」に基づいて、公益財団法人市川市 清掃公社及び市川市浄化槽清掃協力会に依頼する。し尿収集は、避難所及び避難場所を優先して 行う。
- イ 収集したし尿は、衛生処理場及び終末処理場に運んで処理をする。
- ウ 衛生処理場及び終末処理場が被災した場合には、下水道施設へ投入する等の暫定措置や一時的な 貯留方法を検討するほか、他市町村等へのし尿処理に関する応援依頼を行う。

## 4 生活ごみの収集・処理(被災市街地対応本部)

#### (1) 生活ごみ収集計画の策定・周知

- ア 被災地の被災状況及び道路状況に応じた収集ルートを設定し、生活ごみ収集計画を策定する。
- イ 生活ごみ収集計画についても、し尿収集計画と同様に市民に周知する。
- ウ 生活ごみの収集にあたって車両及び人員が不足する場合には、協定に基づいて、市川市浄化槽清掃協力会に出動を要請する。

#### (2) 生活ごみの収集・処理

- ア 収集した生活ゴミはクリーンセンターに運搬して分別・処理を行うが、クリーンセンターが被災した場合には場内に一時的に堆積するほか、集積場が不足する場合には協定等に基づき、ごみの堆積場として民有地又は教育委員会が所有・管理する用地を使用する。
- イ さらに、他市町村等への応援依頼を行い、早急なごみの処理に努める。



#### 5 動物死体の処理(被災市街地対応本部)

被災市街地対応本部は、クリーンセンター犬猫死体焼却場にて、動物死体の処理を行う。なお、処理能 力を超える場合には、伝染病等の発生を予防する方法をとる。

# 6 瓦礫の収集・処理(被災市街地対応本部)

### (1) 震災によって発生する瓦礫の種類

- ア 被災した建物や構造物、工作物
- イ 壊れた家具等の粗大ごみ

### (2) 処理体制

- ア 被災建築物の解体・撤去は原則として所有者が行う。ただし、国により公費負担による解体制度が設け られた場合は、その制度に該当する建築物について公費解体を行う。
- イ 産業廃棄物については、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。
- ウ 適正処理が困難な廃棄物については、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置す る。
- エ 災害が発生した場合、瓦礫の量も膨大になるため、状況に応じて被災市街地対応本部内に瓦礫処理 体制を設立して対応するものとする。

## (3) 瓦礫の収集・運搬

- ア 瓦礫の収集処理については、市川市震災廃棄物処理計画等に基づき対応する。
- イ 瓦礫の収集・運搬にあたっては、協定に基づき建設業者等に依頼して実施する。

## (4) 環境汚染の防止対策

- ア 一時集積所及び集積場所の環境管理を行う。
- イ 倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、 環境汚染防止体制の強化を図る。

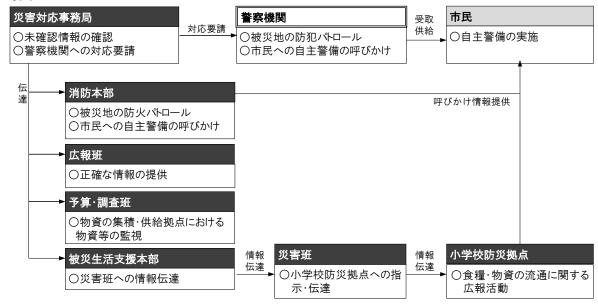
関係 機関

# 第7 被災地の警備活動

## <基本方針>

震災時には、放火、不当値上げ、流言による暴動等、特異な犯罪が発生する可能性があるため、消防機関と警察機関と連携し、被災地の警備活動を実施する。

### <体制>



#### <行動計画>

#### 1 物価の安定、物資の安定供給(被災生活支援本部)

被災地における食糧・物資等の流通状況を監視し、不当値上げや売り惜しみの発生防止に努める。

また、食糧・物資等の流通に関する情報を被災者に提供し、適正な流通が行われるよう、注意を呼び掛けるとともに、災害班を通じ、小学校区防災拠点から各地区の市民へ、きめ細かな情報提供を行うよう指示をする。

#### 2 被災地のパトロール(警察機関、消防機関、市民等)

- (1) 警察機関は、犯罪の発生を未然に防止するため、被災地の防犯パトロールを実施する。
- (2) 消防機関は、火災の発生を未然に防止するため、被災地における防火パトロールを実施する。
- (3) 警察機関や消防機関は、市民にも、積極的に自主警備を実施するよう呼び掛ける。
- (4) 市民等は、特に危険区域における事故の発生防止のための自主警備に努める。

#### 3 流言飛語の防止対策(被災生活支援本部)

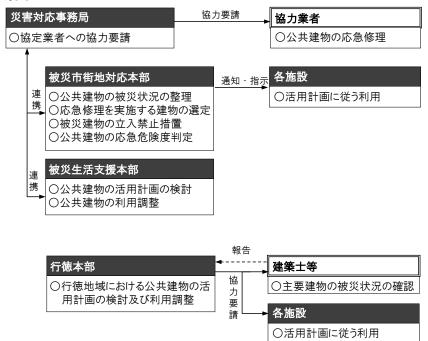
- (1) 常に正確な情報を迅速に提供するよう心がけ、情報の混乱による流言飛語の発生を未然に防止するよう 努める。
- (2) 未確認情報が流れている場合、迅速に実態を確認して、被災者に正確な情報を提供するとともに、必要に応じて警察機関に対して混乱の防止や取締り、警備等を要請する。

# 第8 公共建物の応急対策

## <基本方針>

- 1. 震災対応には、多くの公共建物が拠点施設として使用される。
- 2. 震災対応を円滑に行うためには、拠点施設となる公共建物を安全に使用できることが不可欠である。
- 3. 被災市街地対応本部は、早期に被災した公共建物の応急対策を行い、拠点施設として安全に使用できるよう努める。

### <体制>



#### <行動計画>

- 1 公共建物の被災状況の確認(被災市街地対応部、被災生活支援本部)
- (1) 本市内又は周辺に震度5強以上の地震が発生した場合、又は、市長から指示があった場合、被災市街地対応本部は応急危険度判定実施本部を設置し、直ちに、以下の順位により被災状況を確認し、被災生活支援本部へ報告する。
  - ① 市川市本庁舎・市川市消防局庁舎
  - ② 消防署所•医療救護所
  - ③ 小学校区防災拠点・避難所施設
  - ④ その他の公共施設
- (2) 各拠点・施設等から早急な確認の要請があった場合には、可能な限りその施設の被災状況確認を優先 し、被災が大規模で十分な確認を行えない場合、市内の建築士等の協力を得て、迅速な調査の実施に努 める。
- (3) 被災市街地対応本部は、応急危険度判定実施本部からの報告のほか、各拠点・施設からの報告により、 公共建物の被災状況を確認する。
- (4) 被災により利用が不可能な拠点施設がある場合、被災生活支援本部は、利用可能な避難所等から代替施設を選定し、早急な移転・開設を指示する。

## 2 公共建物の応急修理(被災市街地対応本部)

- (1) 応急修理によって暫定的な利用が可能な公共建物については、被災市街地対応本部が必要に応じて 応急修理を行う。
- (2) 応急修理は、対応本部施設及び現地対応拠点施設を優先し、ライフライン機関に対しても、優先的に 応急復旧等の措置を実施するよう要請する。
- (3) 応急修理作業については、協定に基づき、建設業者や市川電業協同組合の協力を得る。
- (4) 公共建物の被災が大規模で、応急修理で対応できない場合には、協定等に基づき、民間施設を借り上 げ、必要な建物を確保する。
- (5) 応急修理を行わない被災建物については、立入禁止等の応急措置を実施する。

## 3 公共建物の利用調整(被災生活支援本部、予算・調査班)

被災生活支援本部を中心に、各対応本部、災害対応事務局、予算・調査班の間で利用可能な公共建 物の調整を行う。

#### 4 行徳地域における公共建物の応急対策(行徳本部)

- (1) 行徳地域は、孤立した場合、初期には十分な被災状況の確認を行えないことが想定される。
- (2) 行徳本部は、地域内の建築士等の協力を得て、以下の順位により、被災状況を確認し、他の施設につ いては、被災市街地対応本部の対応を待つ。
  - ① 行徳支所
  - ② 消防署所•医療救護所
  - ③ 小学校区防災拠点・大規模な避難所
- (3) 本部が適切な指示が出せない場合、行徳本部は行徳地域内の公共建物の利用調整を独自に行う。

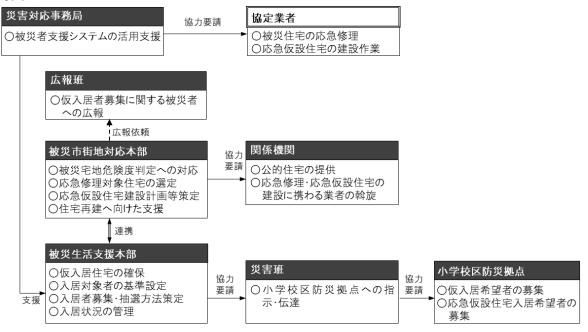
関係 機関

# 第9 被災者住宅の確保

### <基本方針>

- 1. 震災時には、振動や液状化、そして延焼火災等によって、多くの市民が住宅に被害を受け、長期的な 避難生活を強いられることが予測される。
- 2. 住宅被害を受けた被災者に対して、被災市街地対応本部は、災害救助法に定められた住宅応急修理や応急仮設住宅の建設のほか、被災生活支援本部は、仮入居住宅の確保・斡旋に関する支援を行う等、総合的に被災者への住宅対策を図り、早期に避難所を閉鎖するように努める。

#### <体制>



#### <行動計画>

## 1 被災住宅の応急修理(被災市街地対応本部)

- (1) 二次災害のおそれのある住宅について災害救助法に基づく応急修理を実施する。
  - ア 応急修理を実施する被災住宅は、建築物応急危険度判定の結果や、災害班が把握している地区の 被災状況を参考にして選定する。
  - イ 被災住宅の応急修理活動は、協定を締結している建設業者に委託して実施する。
  - ウ 災害救助法が適用される以前や適用されない場合についても、災害救助法の適用に準じて実施する。
- (2) 災害救助法に基づく応急修理の対象とならない住宅についても、必要に応じて、雨対策としてビニールシート等の配布、応急修理業者の斡旋等応急修理への支援を行う。

#### 2 公的住宅の確保斡旋(被災生活支援本部)

- (1) 住宅が被災した市民に応急的な住まいを提供するために、被災生活支援本部は千葉県や千葉県住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等に協力を要請して、公的住宅の空室を仮入居住宅として確保するよう努める。
- (2) 仮入居住宅を確保した場合、住宅被災者にその旨を広報し、仮入居希望者の募集を行う。

(3) 仮入居希望者の抽選等の手続を小学校区防災拠点の協力を得て実施する。

# 3 応急仮設住宅の提供(見なし仮設住宅)(被災市街地対応本部、被災生活支援本部)

被災市街地対応本部は、応急仮設住宅の建設と並行して、千葉県と連携して民間賃貸住宅の提供に 努める。

### 4 応急仮設住宅の提供(被災市街地対応本部、被災生活支援本部)

- (1) 被災市街地対応本部は、建築物応急危険度判定結果や仮入居住宅の確保状況等から、建設すべき 応急仮設住宅戸数(原則として市内の全壊、全焼及び流出世帯数の3割以内)を算定し、建設用地 の確保を図る。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合には、千葉県が実施し、本市はこれに協力し、 被災者への入居決定を行う。
- (3) 災害救助法が適用されない場合、又は、その他の状況により市長がその必要性を認めた場合には、本市が応急仮設住宅の建設・斡旋を実施する。
- (4) 本市が応急仮設住宅の建設・斡旋を実施する場合には、被災市街地対応本部は応急仮設住宅の建設計画を決定する。
- (5) 災害救助法に基づく一般の応急仮設住宅のほかに、必要に応じて、高齢者等を数人以上収容する福祉 仮設住宅等の建設も計画する。
- (6) 建設作業に当たっては、協定を締結している建設業者のほか、千葉県や国、独立行政法人都市再生機構等とも連携を図りながら、短期間で効率的に完成するよう心がける。
- (7) 応急仮設住宅の入居対象者の選定にあたっては、災害救助法の基準に基づいて被災者の被害の程度、 住宅困窮の状況、資力、その他地域コミュニティ等を勘案する。
- (8) 本市が建設する応急仮設住宅の入居対象者は、被災生活支援本部が基準を設定し、抽選等によって 選定する。
- (9) 本市が応急仮設住宅の建設・斡旋を実施する場合、被災生活支援本部が応急仮設住宅の管理を行い、その際には、入居期間、使用条件等を明確にする。
- (10) 応急仮設住宅等の斡旋後、入居状況を管理する。

#### 5 住宅再建に向けた支援(被災市街地対応本部)

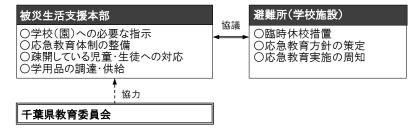
- (1) 被災市街地対応本部は、住宅被災者の個別住宅やマンションの再建に向けた支援活動として、専門家による相談業務を実施する。
- (2) 個別の住宅再建に向けたまちづくりへの取組み意欲を持つ地域に対しては、職員を派遣する。
- (3) まちづくりの検討が具体化してきた場合、市街地の復旧・復興と防災都市の建設に向けて、被害状況に応じて、適切なまちづくり関連事業の導入を検討する。

# 第10 応急教育

#### <基本方針>

- 1. ライフラインの仮復旧や被災者への住宅対策によって避難者が徐々に減少してくると、避難所は統合・閉鎖され、避難所の指定を解除された小中学校や公共施設における応急教育の実施が可能になる。
- 2. 被災生活支援本部及び学校教育班では、適時、応急教育実施の可能性を検討しながら準備を進め、 状況が整い次第、応急教育の実施を図る。

## <体制>



#### <行動計画>

- 1 避難誘導、安否確認
- (1) 就学時間帯における安全確保と応急避難(被災生活支援本部、学校教育班、学校(園)長)
  - ア 学校(園)長は、児童・生徒、教職員等の安全を確保するために、状況に応じて、以下の対応を行う。
    - ① 救出及び屋外への避難誘導
    - ② 児童・生徒、教職員等の安否確認
    - ③ 施設の安全確認及び応急措置
    - ④ 被災生活支援本部・学校教育班への状況報告
    - ⑤ 臨時休校措置
  - イ 臨時休校は、被災生活支援本部・学校教育班と協議の上、学校長が決定する。
  - ウ その他の対応については、被災生活支援本部及び学校教育班が学校(園)長に対し適切に指示する。
- (2) 帰宅時間帯における安否・動向確認(被災生活支援本部、学校教育班、学校(園)長)
  - ア 学校(園)長は、避難所運営への対応と応急教育の実施に向けて、状況に応じて、以下の対応を行う。
    - ① 施設の安全確認及び応急措置
    - ② 教職員等の安否・動向確認
    - ③ 教職員に対する、児童・生徒の安否・動向把握の指示
    - ④ 被災生活支援本部・学校教育班への状況報告
    - ⑤ 臨時休校措置
  - イ 臨時休校は、被災生活支援本部・学校教育班と協議の上、学校長が決定する。
  - ウ その他の対応については、被災生活支援本部・学校教育班が、学校(園)長に対し適切に指示する。

#### 2 応急教育の実施

## (1) 応急教育の実施(被災生活支援本部、学校教育班、学校(園)長)

- ア 学校(園)長は、被災生活支援本部・学校教育班と協議の上、施設の被災・利用状況に応じて応急 教育実施方針を策定する。
- イ 応急教育の実施に向けて、被災生活支援本部・学校教育班と協議の上、以下の体制を整える。
  - ① 校舎の確保
  - ② 教職員の確保
  - ③ 学用品の調達
  - ④ 避難所との調整
  - ⑤ 給食施設の利用調整等
- ウ 以下の方法等により校舎の確保を行い、学校施設が避難所に使用される期間においても、可能な限り 応急教育を実施するよう努める。
  - ① 他の公共施設の利用調整
  - ② 校舎の応急復旧
  - ③ 応急仮設校舎の建設
- エ 学校(園)長は、応急教育を実施する場合、速やかに、児童・生徒及び保護者に対し、その旨を周知する。
- オ 児童・生徒が疎開している場合、学校教育班が疎開先で教育が受けられるよう対応を行う。

#### (2) 学用品の供与(被災生活支援本部)

被災生活支援本部は、千葉県教育委員会の協力を得て、被災により学用品を失った児童・生徒のため に、必要量の学用品を調達し、各児童・生徒への配給を行う。

## (3) 授業料の減免(被災生活支援本部)

被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を策定する。

関係 機関

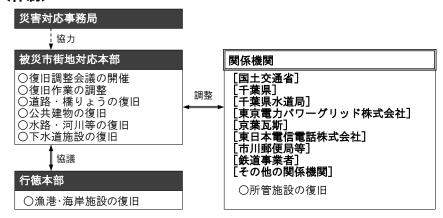
# 第5節 社会基盤の復旧

# 第1 公共施設の復旧活動

### <基本方針>

- 1. 道路やライフライン施設の本格復旧には、被災地への大量の資器材の搬入・ストックが不可欠であり、限られた道路や空地の利用を調整しながら段階的に進めていく必要がある。
- 2.被災市街地対応本部は、関係部局やライフライン関係機関による復旧手順と道路・空地の利用計画から全体の復旧作業スケジュールを調整し、復旧計画を策定し、これを実行する。

## <体制>



## <行動計画>

- 1 復旧活動体制の整備(被災市街地対応本部、関係機関等)
- (1) 公共施設の復旧活動は、概ね以下の担当に基づいて実施する。

項目	対応本部・機関
道路・橋りょうの復旧作業	被災市街地対応本部、国土交通省、千葉県
水路の復旧作業	被災市街地対応本部
河川・海岸等の復旧作業	被災市街地対応本部、国土交通省、千葉県
漁港・海岸施設の復旧作業	行徳本部
公共建物の復旧作業	被災市街地対応本部、被災生活支援本部
上水道供給施設の復旧作業	千葉県水道局
下水道施設の復旧作業	被災市街地対応本部、千葉県
電力供給施設の復旧作業	東京電力パワーグリッド株式会社
都市ガス供給施設の復旧作業	京葉瓦斯株式会社
通信施設の復旧作業	東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ
郵便施設	郵便事業株式会社、郵便局株式会社
鉄道施設	各鉄道事業者
その他の公共施設	各施設管理者





- (2) 上記の各部局及び機関は、発災直後から、管理施設の被災状況調査及び必要な応急対策と、応急復旧を実施するとともに、市民生活の安定に向けて早急な本格復旧に努める。
- (3) 応急復旧から本格復旧の作業に当たっては、被災市街地対応本部において、各部局及び各機関の代表者等によって構成される復旧調整会議を開催し、それぞれの復旧作業について以下の点の調整をする。
  - ア 被災市街地全体の復旧手順
  - イ 各施設の復旧作業にあたっての道路・空地の活用調整
  - ウ 資器材の調達・保管
- (4) 復旧調整会議において、復旧作業スケジュールの概要がまとまった段階で、被災市街地対応本部は、広報班、災害班、小学校区防災拠点の協力を得ながら、随時、市民・関係機関に対して復旧見通しに関する広報を行う。
- (5) 公共施設の復旧活動にあたっては、これを迅速に実施する必要があることから、許認可等の手続について 弾力的な対応を図る。

### 2 道路・橋りょうの復旧(被災市街地対応本部)

- (1) 道路交通の確保のために緊急啓開を実施したのち、被災した道路・橋りょうについて早急に道路復旧計画を策定し、道路交通機能の迅速な回復を図る。
- (2) 復旧作業は、応急対策活動や復旧作業に欠かせない以下の道路を優先して実施するものとし、他の一般道路は応急修理を実施して、復興期における基盤整備に備える。
  - ア 緊急活動道路のうち、甚大な被害によって通行が禁止・制限されている路線
  - イ 深刻な交通渋滞が発生している路線の迂回路となる路線
  - ウ 他の復旧作業等に伴う通行制限が必要な路線の迂回路となる路線
  - エ ライフライン関係機関による地下埋設物の復旧作業との同時施工が可能な路線
- (3) 千葉県、国、首都高速道路株式会社が管理する路線については、各機関に早期復旧を要請するほか、 必要に応じて各機関の連携による復旧を図る。

#### 3 水路・河川・堤防等の復旧(被災市街地対応本部)

- (1) 水路・河川・堤防等については、被災状況の調査後、二次災害のおそれがある箇所を優先して、応急修理を実施する。
- (2) 応急修理作業にあたっては、水上輸送における船舶の接岸、消火用水や生活用水等の取水への利便性に配慮して、修理箇所を選定する。
- (3)早急な道路交通の確保の必要性を考えて、道路付堤防の復旧を優先する。また、道路復旧や水道橋の 復旧との連携に配慮した効率的な復旧を図る。
- (4) 千葉県、国が管理する河川・堤防等については、復旧を優先すべき箇所、本市の道路復旧計画等をそれぞれの機関に提示し、復旧計画において配慮するよう要請する。

#### 4 公共建物の復旧(被災市街地対応本部、被災生活支援本部)

- (1) 被災状況の調査によって、公共建物を概ね以下の3つに分類する。
  - ア 応急修理によって応急対策活動の拠点施設として活用する建物
  - イ 当面は閉鎖し、後日、復旧のための本格的な修理を行う建物
  - ウ 復興期に新築を要する建物



- (2) 応急修理によって活用する建物について早急に修理を実施し、新築を要する建物については、二次災害の発生が心配される建物を優先して、順次、解体作業を行う。
- (3) 解体した建物の跡地は、復旧調整会議において、復旧・復興作業に向けた以下の活用を検討する。
  - ア 応急対策活動や市民の被災生活に必要な公共施設の仮設
  - イ 各種復旧作業に必要な資器材のストックヤード
  - ウ 復旧作業関連車両の駐車場
  - エ 広域応援作業員の仮設宿舎の建設
  - オ 応急仮設住宅の建設
- (4) 公共建物の本格復旧は、復興期における市街地復興計画の動向に合わせて復旧・復興計画を策定し、 市街地復興の推進に役立てる。

### 5 上水道供給施設の復旧(千葉県水道局)

取・浄水場及び給水場については、発災後も運転の継続に努め、取・浄・排水機能への影響が大きな施設から復旧作業を実施する。

### 6 下水道施設の復旧(被災市街地対応本部)

- (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに復旧の方針を立案する。
- (2) 応急復旧については、幹線の復旧を優先し、被害の程度に応じて順次下流側から枝線の順に行うことを基本とし、最低限簡易処理ができるように迅速に応急復旧を行う。

#### 7 電力供給施設の復旧(東京電力パワーグリッド株式会社)

- (1) 災害発生時にも、原則として電力供給を維持するが、浸水、建物倒壊により供給することがかえって危険である場合等は、供給を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。
- (2) 感電事故及び漏電による出火を防止するため、広報車、報道機関、窓口掲示等により市民に情報を提供する。

## 8 都市ガス供給施設の復旧(京葉瓦斯株式会社)

ガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

#### 9 通信施設の復旧(東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ)

- (1) 被災した通信回線の復旧にあたっては、予め定められた順位に従って実施する。
- (2) 通信の途絶、又は、利用の制限を行ったときは、広報車、報道機関、窓口掲示等によって利用者に周知する。

## 10 郵便施設(日本郵便株式会社)

- (1) 被災地における郵便の運送、集配、臨時運送集配便の開設等の応急措置を講じる。
- (2) 東日本電信電話株式会社から委託を受けた電気通信取扱業務については、運営の確保を図る。



- (3) 被災地における郵便局の窓口業務を維持するため、仮局舎急設による迅速な業務の再開、移動郵便車による臨時窓口の開設等の措置を講ずる。
- (4) 応急対策及び復旧活動に当たっては、本市、郵便局がそれぞれ所有・管理する施設及び土地を相互に 提供して、使用する。

## 11 鉄道施設(各鉄道事業者)

- (1) 各鉄道事業者は、震災時にはまず乗客の安全確保のために以下の対策を講じる。
  - ア 乗客の救出・救護
  - イ 列車火災等が発生した場合の初期消火活動
  - ウ 最寄りの安全な場所への避難誘導
- (2) 乗客の安全を確保したのち、被害状況に応じた迅速かつ的確な復旧による輸送の確保に努める。
- (3) 鉄道施設の被害状況や復旧状況について、市川市災害対策本部に連絡するほか、報道機関への発表や駅における掲示等により、市民や乗客への周知に努める。

市民